

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 9 2 号

令和 7 年 10 月 15 日

三 重 県 議 会 議 長 服 部 富 男 様

三 重 県 知 事 一 見 勝 之 様

三 重 県 人 事 委 員 会

委 員 長 浅 尾 光 弘

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告

三 重 県 人 事 委 員 会 は、地 方 公 務 員 法 第 8 条 第 1 項、第 14 条 第 2 項 及
び 第 26 条 の 規 定 に 基 づ き、人 事 管 理 及 び 職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1
の と お り 報 告 し、併 せ て 給 与 の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 し
ま す。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保	2
2 適切な人材活用等による組織力の向上	6
3 勤務環境の整備	11
第2 職員の給与に関する報告	17
I 職員の給与を決定する諸条件等	17
1 職員の給与	17
2 民間従業員の給与等の調査	17
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	18
4 物価及び生計費等	19
5 国家公務員の給与	20
II 職員の給与に関する見解	26
1 本年の民間給与との比較による給与改定	26
2 その他の本年の給与改定	29
3 その他の課題	31
第3 むすび	32
別紙第2 勧告	33

参 考 資 料

報 告

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、公務組織は能率的で活力のある組織であり続ける必要があります。

とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、さまざまな課題に対し、的確な時代認識のもと、適切に運用していくことが極めて大切です。

そのためには、行政の中核を担っていく公務人材を確実に採用し、年齢層に応じた育成、適切な人材活用及び能力の実証による任用を行うとともに、職員が健康でやりがいを持って働くことができる勤務環境及び職務・職責に応じた給与制度が重要となります。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について、絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

以上のことをふまえ、本委員会は、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

第1 人事管理に関する報告

1 人材の確保

生産年齢人口の減少や民間企業の高い採用意欲が継続していることなどを背景に、民間企業、国、地方公共団体間での人材獲得競争が激しくなっています。このような中、高度化・複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するため、多様で有為な人材を確実に採用していく必要があります。

近年は県職員、教員、警察官ともに受験申込者数が減少しており、令和6年度の県職員採用候補者A試験（以下「A試験」という。）のうち、6月に第1次試験を行う通常のA試験の受験申込者数(503人)は、ピーク時の平成8年度(1,633人)と比較するとおよそ70%減少し、危機的な状況となりました(図1～3参照)。

このため、令和7年度のA試験では、受験者の裾野を広げるとともに、就職活動の早期化に対応するため、民間企業等でも広く選考に用いられているSPI3（基礎能力検査）による試験の実施職種を大幅に拡大し、最終合格発表を4月末に前倒しして実施しました。その結果、通常のA試験と合わせると、受験申込者数は1,165人となり、令和6年度（552人）と比較すると約2.1倍に増加し、受験者の確保において一定の成果がありました。一方で、通常のA試験の受験申込者数は、374人に留まり、令和6年度（503人）から減少しました。特に、総合土木等の技術職種では、採用予定数を確保することが困難な状況です。

このような中、転職市場は活発化しており、若年層以外の多様な経験や高度な専門性を有する人材からも、積極的に採用することが求められます。このため、令和7年度は、「民間企業等職務経験者試験」及び「行政実務経験者採用選考」の実施職種を大幅に拡大するとともに、県職員採用候補者C試験の中に受験資格として職務経験の有無を問わない枠を新設しました。さらに、三重県を退職した職員を再度採用する「三重県職員（カムバック）採用選考」を新たに実施するなどの取組を進めています。

人事院が令和3年度に実施したアンケート調査では、学生が職業として国家公務員を選ばなかった理由として、「採用試験の勉強や準備が大変」とする人が最も多く、その背景には、「国家公務員の処遇や業務の他律性が、国家公務員独自の採用試験の準備に要するコストに対して見合わないとの考えがある」としています。

三重県においても、通常のA試験の受験者が減少する一方で、SPI3による試験

に多くの受験者が集まったことにみられるように、公務員試験特有の対策が求められる従来型の試験方法は、学生等にとって負担が大きく、公務に興味を持つ人材を誘引できない要因の一つと考えられます。このため、能力実証の観点に留意しつつ、受験準備の負担軽減につながる試験制度の見直しについて、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、人材確保にあたっては、公務員志望者を確実に三重県への受験に結び付けることはもとより、公務員志望ではない層の関心を高めるために、採用活動のさらなる改善も必要です。

本委員会主催の説明会においては、例えば、職員が業務内容を説明するほか、参加者が職員に自由に質問できる時間を設け、休暇の取得状況や時間外勤務の実態といった勤務条件に関する質問にも対応するなど、目的に応じたさまざまな情報発信を行っています。さらに、家族等身近な人からの助言を受けて進路決定を行う受験者が一定数いることから、家族向けの説明会を実施しています。このほか、各種合同説明会への参加、転職サイトやX（エックス）を活用した情報発信を継続するとともに、令和7年度はSNS・Web広告の実施及び採用案内ホームページの改善にも取り組んでいます。

今後も、三重県職員について関心を持ち、就職先として選んでもらえるよう、説明会の内容や開催時期等を工夫しながら、実際に三重県庁で働く姿やキャリアビジョンがイメージできるよう、正確な情報を発信することで、より効果的な採用活動に努めていきます。

このような試験制度の見直しや採用活動の工夫に加えて、人材を定着させるための取組も重要です。知事部局等においては、令和6年度における20歳台及び30歳台の若手職員の離職者数が10年前と比較し、約2.6倍（医療職、教員、警察官を除く。）となっています。

知事部局等では、令和7年度に「創造活動チャレンジ制度^(※)」を活用した取組として、職員一人ひとりがこれまで以上に高い意欲とやりがいを持って業務に取り組むための方策を検討するワーキングチームを設置し、若手職員の離職防止についても課題の一つとし、議論がなされているところです。人材の定着に向けては、ワーキングチームにおける議論の状況や職員からの意見等も参考にしながら、職員の人材育成や対話を通じたマネジメント、よりよい勤務環境の確保等多角的

に対応することが重要です。

人材確保に係る状況が厳しくなり、効果的な対応が急務となる中、こうした取組に加えて、人事管理に携わる担当者同士が連携・協力するとともに、諸課題に対応する十分な体制を構築していくことも求められます。

このほか、これまで人材確保の観点から初任給の大幅な引上げをはじめとした処遇改善を行ってきたところですが、さらに公務人材を確実に採用し、育成と適切な人材活用に結び付けていくためには、離職防止の観点から、給与面において対応できることがないか引き続き検討していく必要もあります。

教員については、令和7年度の始業日時時点で、小中学校及び県立学校ともに欠員が生じており、ICTを活用した業務の効率化やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員といった専門人材・地域人材の配置等により、長時間労働等に対する志望者の不安感を払拭するとともに、説明会や大学と連携した取組等により学生に教職の魅力を伝え、受験者を確保していくことが求められます。

警察官については、令和7年度試験において、民間企業等での職務経験を有する人を対象とした試験区分「キャリアチェンジ」を新設して取り組んでいます。引き続き、志望者の増加に向け、説明会や体験型イベント、SNSの活用等により、警察官という職業の魅力ややりがいを発信し、人材確保につなげていくことが必要です。

- ※ 創造活動チャレンジ制度：職員が意欲を持って、自ら関心や知識がある分野において、所属の枠組みを越えて活躍できるよう、所属以外で県政課題の解決等の創造活動に取り組むことができる仕組み

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び受験申込者数の推移

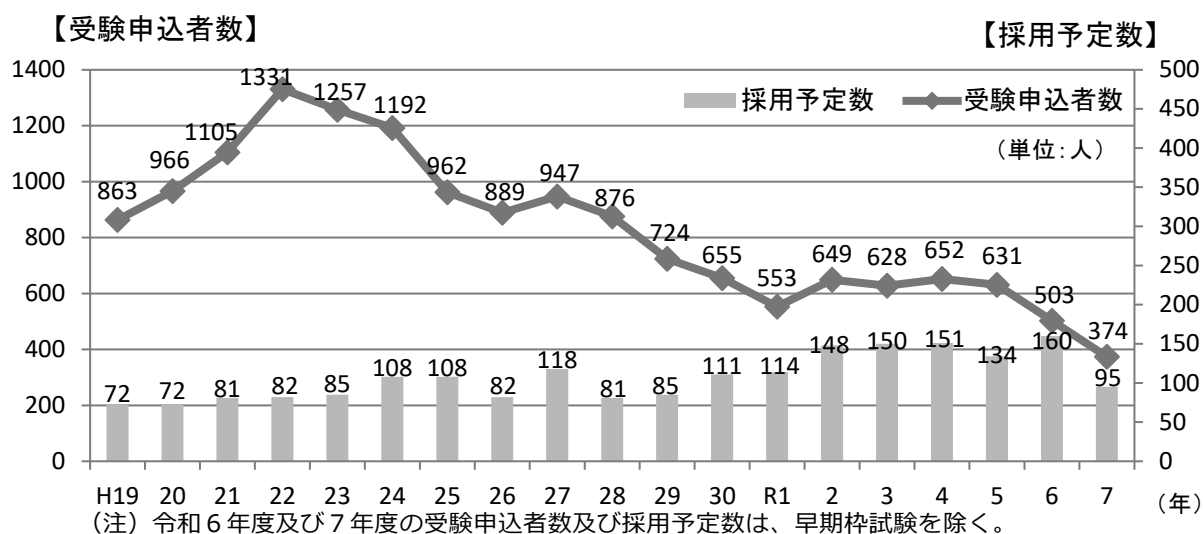


図2：教員採用選考試験 採用予定数及び受験申込者数の推移

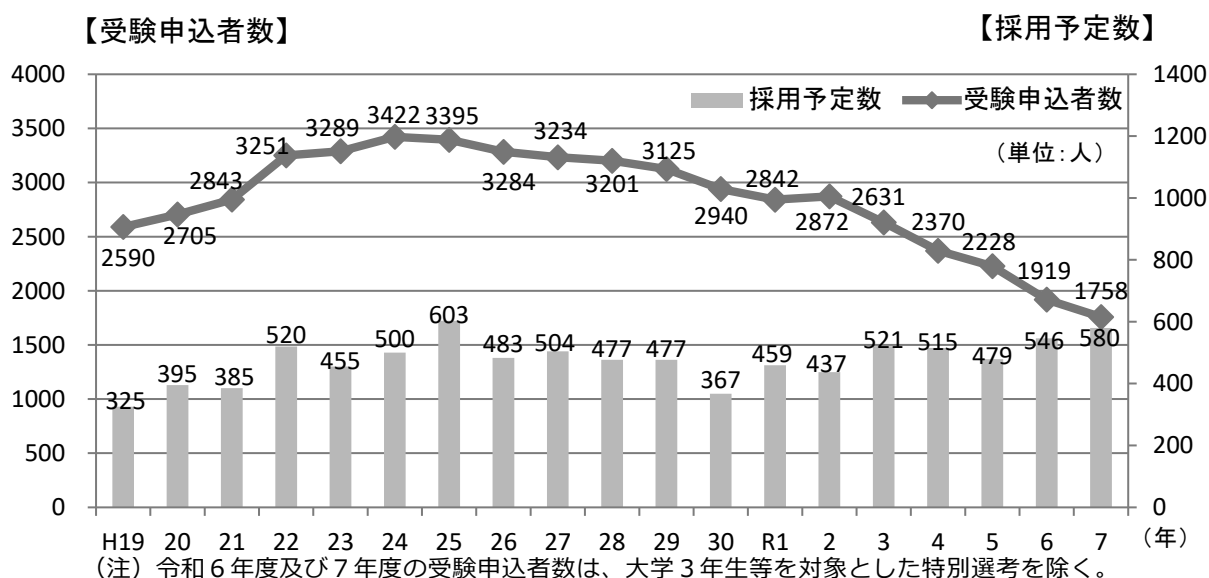
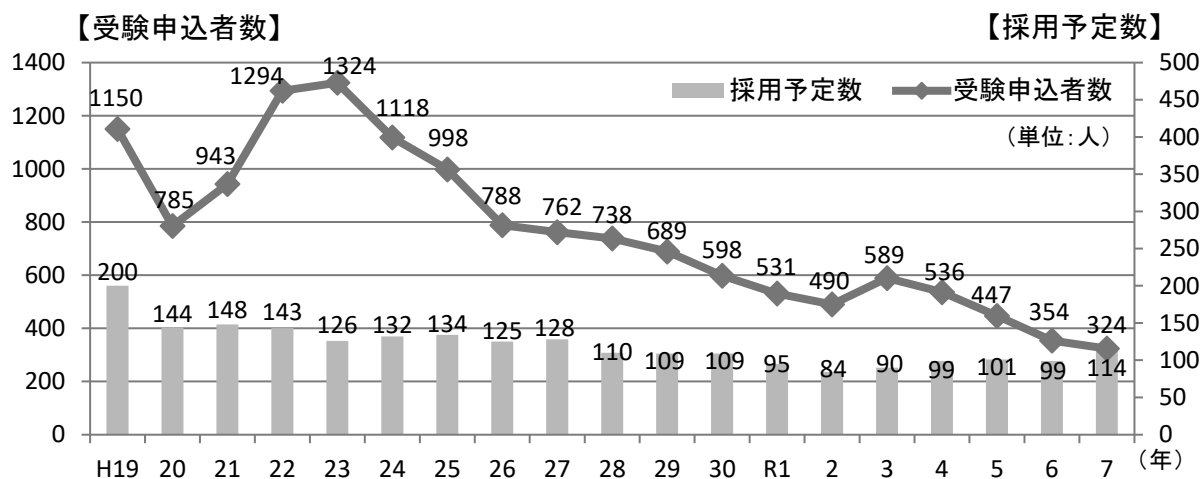


図3：警察官採用候補者試験 採用予定数及び受験申込者数の推移



2 適切な人材活用等による組織力の向上

(1) 組織全体で取り組む人材育成

ア 若手・中堅職員の人材育成

公務を取り巻く環境が刻々と変化する中、行政組織として業務量の増加や高度化・複雑化・多様化する課題に適切に対応するためには、若手・中堅職員の成長・活躍を支援し、その能力を最大限に発揮させることにより、組織力向上につなげる必要があります。

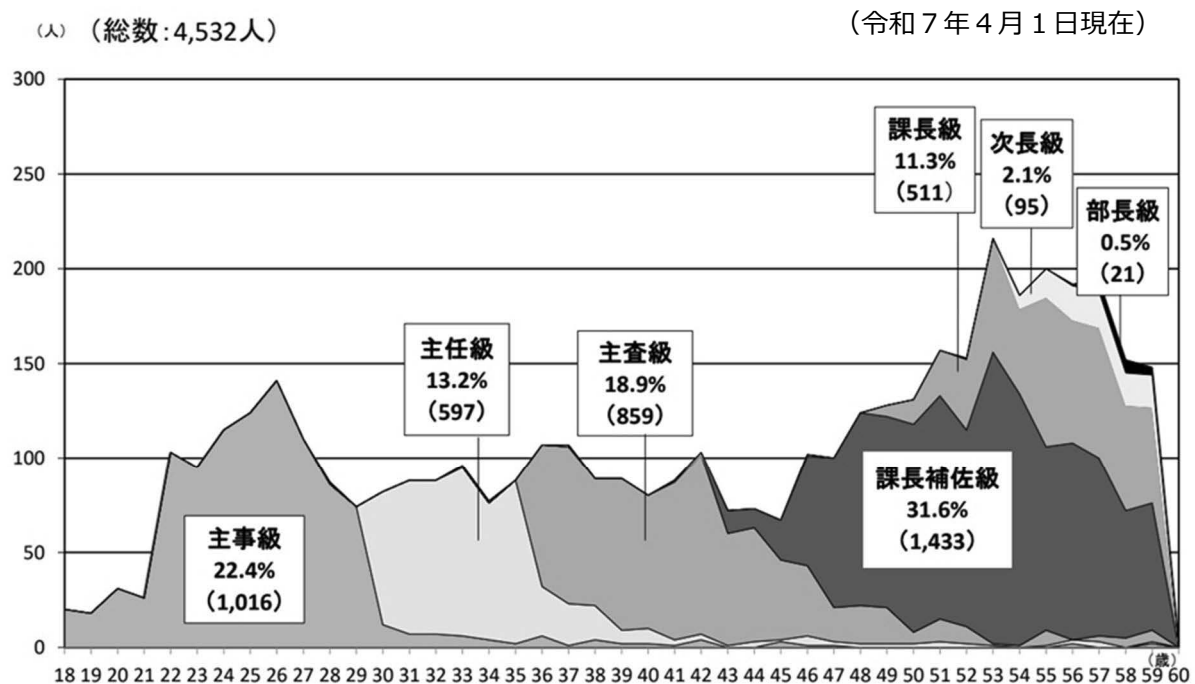
人事院は、令和7年の公務員人事管理に関する報告において「若手職員を中心とする自身のキャリア形成への関心の高まりや一人一人の職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことができる環境を整備していく必要がある」と述べています。

各任命権者においても、職級や在職年数ごとに必要な能力を習得する研修のほか、職員の主体的な能力開発や学びを支援する研修など、職員の成長を促進するためのさまざまな取組が行われています。知事部局等が実施している「創造活動チャレンジ制度」は、その取組の一つと言えます。

こうした中、知事部局等においては、現在の職員構成において多数の割合を占めるおおむね50歳以上の職員が今後10年程度の間に関職定年を迎えることから、人数の少ない若手・中堅職員が早期にマネジメントを行う立場となります（図4参照）。若手・中堅職員は今後組織の中で必要となる能力や積むべき経験について、キャリア形成の節目の時期に実施するキャリアデザイン研修等をとおして、主体的に考え、学んでいくことが重要です。

また、若手・中堅職員の成長・活躍の支援にあたっては、新しいことに意欲的に挑戦できるよう組織として取り組むとともに、管理職員は、定期的の実施する面談において、職員一人ひとりがめざす姿を丁寧に聴き取り、目標設定のための適切なアドバイスを行いながら、必要に応じて、面談以外の場面においてもコミュニケーションを図ることが求められます。

図 4：年齢・職級別職員構成



(注)・「令和 7 年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校の行政職給料表・研究職給料表・医療職給料表(二)・医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。
・定年引上げの対象となった職員を除いています。

イ 能力や適性に基づいた人材育成

職員が持つ能力を高めつつ、その特性をふまえながらさまざまな事情に応じた人材育成を行うことにより、組織の活力は一層高まります。そのためには、職員一人ひとりの能力や適性に基づいた、よりきめ細かい人材育成に取り組むことが重要です。

女性職員の活躍推進について、管理職員に占める女性職員の割合は、知事部局等16.9%（令和 7 年 4 月 1 日時点）、教育委員会33.4%（令和 7 年 5 月 1 日時点）であり、令和 6 年度と比較して増加しています。警察においても、令和 7 年度に三重県警察出身者として 4 人目の女性警視が誕生しています。

知事部局等においては、女性職員向けに、先輩職員や他の参加者同士との意見交換をはじめとしたキャリアデザインセミナーが実施され、今後のキャリアを考えるための支援が行われているところです。

なお、次世代育成支援及び女性活躍推進については、新たな特定事業主行動計画に基づく取組が、任命権者ごとに令和 7 年度または令和 8 年度から開始され、目標達成に向けた対応が期待されます。

また、令和6年4月以降の障がい者雇用率の段階的な引上げにより、今後障がいのある職員が増加することが見込まれます。障がいのある職員が、それぞれの職場で活躍することができるよう、職員の特性等を把握し、組織としての情報共有を継続して行うなど、途切れのない育成支援に取り組むことが必要です。

今後も、職員が抱えるさまざまな事情に配慮しつつ、幅広い業務経験を積めるよう人事配置について工夫するとともに、職員自らが具体的なキャリアビジョンを描ける環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

（２）適切な人事評価に基づく人事管理

人事評価制度は、地方公務員法において、任用・給与・分限等の人事管理の基礎として位置づけられており、制度の適切な運用は、職員一人ひとりの成長と組織力の向上につながる重要な手段です。

実施にあたっては、評価者・被評価者それぞれが、任命権者ごとに定められた制度の趣旨や運用方法について理解した上で、職員に応じた目標設定を行い、評価に際して職員の能力及び業績を公正に把握して、評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが不可欠です。

知事部局等では、令和6年度において、評価者向けに実践的なスキルや知識の習得を目的に、次長級職員が講師を務める研修を行う一方、被評価者向けには制度の目的や評価基準等について周知することで、理解の促進に取り組んでいます。こうした取組を通じて、引き続き、職員の主体性や意欲を引き出すような運用に努めることが必要です。

各任命権者は、職員の育成支援と併せて、各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握し、下位の評語を含めて各評語の水準に応じた適正な評価を行い、勤務成績が不良な職員に対しては、必要に応じて降任・免職などの分限処分も含め、厳正に対処することが求められます。

（３）60歳を超えて働く職員の活用

地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月以降職員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられています。質の高い行政サービスを維持す

するためには、年齢にかかわらず、自身の能力を発揮できる環境を整え、互いに好影響を与えながら職務を遂行することが求められます。

各任命権者は、組織力の向上を図るために、60歳を超える職員がこれまで培ってきた知識と経験を最大限に生かせるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、職員の心身の健康保持にも留意しながら、本人に期待する役割を伝えた上で、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進していく必要があります。

また、60歳を迎える職員に対し、定年の引上げに係る制度の趣旨や給与、求められる役割等について伝え、これらを理解・納得した上でこれからの働き方を選択できるようにすることが重要です。

知事部局等では、これまでの経験を振り返り、今後の働き方について考える研修を実施しており、引き続き将来を見据えた上で、職員のモチベーションを向上させる取組が期待されています。

なお、役職定年制を基本とする中で、その例外として特定管理監督職群に規定された職については、役職定年を延長できることとなっています。役職定年制は、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するための制度であることに留意し、今後も制度の趣旨をふまえて適切に運用することが必要です。

（４）DXの推進による組織力の向上

限られた人員で、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供していくためには、職員の能力向上だけではなく、デジタルツールを活用して組織全体で業務の効率化に取り組むことも不可欠です。

DXの推進については、ビジネスチャットをはじめとしたデジタルツール等の環境整備とともに、「DX人材育成方針」に基づき、部局のDX推進を牽引していく「DX推進スペシャリスト」などの人材育成が進められています。

具体的な取組のうち、業務改善を図ろうと考えている職員を支援するため、令和5年度から開設されている「DX業務改善支援窓口」は、改善したい業務内容について、専門家が伴走支援を行うものであり、引き続き、職員の積極的な活用が望まれます。

また、DXによる職員の仕事の進め方や働き方の変革を進めるため、「県庁DX

ステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクト^(※1)が実施されており、令和6年度は業務効率化プロジェクトにおいて、生成AI^(※2)の利用環境が構築され、文書の作成や校正、要約などに活用されています。今後もこうしたプロジェクトをとおして、職員が求めるデジタルツールの導入に向け、検討が進むことが期待されます。

さらに、管理職員が自ら積極的にデジタルツールを利用するなど、DXに対する気運を醸成するとともに、職員も自分自身の業務を深く理解し、デジタルツールの活用もふまえどのように業務を改善できるかという意識を持ち、組織全体で取り組むことが重要です。

引き続き、年齢や役職にかかわらず、職員一人ひとりがDXの推進について当事者意識を持つことにより、効果的に取組を推進していく必要があります。

※1 「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクト：DXによる職員の仕事の進め方や働き方の変革を推進する「コミュニケーション活性化プロジェクト」や「業務効率化プロジェクト」等の5つのプロジェクト

※2 生成AI：あらかじめ学習したデータをもとに、文章等を新たに作成するAI（人工知能）の総称

（５）不祥事及び不適切な事務処理の防止に向けた取組の徹底

不祥事及び不適切な事務処理の防止に向け、各任命権者においては、コンプライアンスミーティングや発生事案を題材とした研修の実施、内部統制制度の運用等あらゆる機会を通じ、職員一人ひとりの意識の向上を図り、的確な業務の進め方を徹底することで、主体的に取り組んできたところです。

こうした中で、多くの職員が懸命に職務に励んでいるにもかかわらず、依然として不祥事が発生しています。また、不適切な事務処理についても、県民の個人情報に関するものなど重大な事案も含まれており、公務に対する信頼を失墜させるような事態が続いています。このような事案は、職員全体の職務に対する士気の低下を招くばかりでなく、これから三重県職員として働きたいと思っている人材に対して、負のイメージを与えかねません。

職員においては、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを常に認識し、公務の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識を持って行動することが必要です。

各任命権者においては、職員の非違行為に対して厳正に対処するとともに、発生した原因を詳細に検証し、再発防止策を考え、組織全体で共有し、実践するなどして、不祥事及び不適切な事務処理を根絶できるよう取り組んでいく必要があります。

また、所属長をはじめとする管理職員においては、職員の家庭事情、制度改革等に伴う業務量の増加、人事異動による職員や業務の入れ替わり等環境が変化する場面には特に留意しつつ、積極的に職場内でのミーティングを実施し、職員とコミュニケーションをとることで、いつでも安心した雰囲気話し合いができる職場づくりに取り組むことが重要です。

（６）非常勤職員に係る人事管理

非常勤職員は、複雑化・多様化する地方行政サービスにおいて重要な担い手であり、その職責を自覚した適切な業務遂行が求められます。

令和６年度以降、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が開始されたことから、評価者・被評価者の双方が人事評価制度を理解し、よりの確かつ公正な運用に努める必要があります。

管理職員は、非常勤職員の職務が責任に即した内容となるよう、必要に応じて助言・指導を行うとともに、非常勤職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に努めることが重要です。

３ 勤務環境の整備

（１）知事部局等における労務管理の推進

職員が心身の健康を保持し、最大限の能力を発揮できるようにするためには、長時間労働については是正していくことが重要です。

平成31年４月以降時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入されましたが、他律的業務の比重が高い所属（他律的所属）は、月45時間・年360時間の上限を超えて、月100時間未満・年720時間まで時間外勤務を例外的に認められています。

令和６年度当初に指定された他律的所属は、全所属のうち48.1%でしたが、令和７年３月には59.0%に増加しました。令和７年度についても、年度当初に

指定された50.5%から8月時点で57.6%に増加しています。

令和6年度は、年間500時間超の時間外勤務者は188人と、令和5年度の220人より減少したものの、依然として一定数の職員の長時間労働が続いている現状があります。

時間外勤務削減に向けた取組として、令和5年度から時間外勤務の「事前命令・事後確認徹底月間」に取り組んでいましたが、職員から「各班長等が業務の進捗を把握でき、業務の平準化を図ることができた」、「徹底月間後も取組を継続する」などの意見が聞かれ、意識の醸成が図られつつあります。また、令和7年度からは知事部局等において、職員の健康確保を目的として、勤務間の休息时间（勤務間インターバル）確保に向けた取組が開始されていますが、制度を活用する際には、所属長による時間外勤務の事前命令が前提となっていることに留意する必要があります。

なお、部局間や部局内の各所属間において、時間外勤務に差があることから、業務量に応じた定数管理を行うことはもとより、業務の削減や合理化に加え、繁忙期に業務量が増大する所属に対する柔軟な応援体制の構築など、適切な人員配置等に取り組むことが重要です。

また、職員の心身の健康を確保していくため、メンタルヘルス対策として、心の健康の保持増進（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰・再発防止（三次予防）に取り組んでいるところですが、職員の連続1か月以上の長期病休者のうち、精神疾患による長期病休者は、平成30年度が70人であったのに対し、令和6年度は100人と増加しました。

特に、30歳台までの若手職員の精神疾患による長期病休者の割合が大きく、新たな業務・環境への適応に対する不安や悩みを抱えやすい傾向にあるものと考えられます。そこで、新規採用時、採用2～5年目及び新任主任級の研修の機会に、ストレスを予防し、軽減するセルフケアの重要性について意識向上を図っています。

引き続き、職員がメンタルヘルス不調に陥らないよう、計画的かつ継続的に取り組んでいくことが重要です。

(2) 学校における労務管理の推進

令和6年度における時間外労働が月45時間の上限を超えた教育職員の割合は、小学校で8.1%、中学校で25.7%、県立学校で8.4%となっており、依然として長時間労働の解消には至っていません。

長時間労働の是正に向け、令和5年度から、教育委員会事務局職員や現場の教育職員等で構成される「学校における教職員の業務の仕分け作業部会」において、教育職員がすべき仕事の洗い出しを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置やスクール・サポート・スタッフの全校配置を継続しており、支援スタッフの確保に努めています。さらに、令和6年度からは、学校だけでは解決困難な問題に対応する学校問題解決支援員を配置し、教育職員への負担軽減を図ることで、教育現場での本来業務に注力できるよう取り組んでいるところです。

また、管理職員についても、緊急対応、苦情処理、教育職員同士の調整等業務が多岐にわたり、負担が増していることから、主幹教諭の配置の検討や教頭マネジメント支援員の配置人数の拡大等に取り組んでいます。

このような中、令和7年6月には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の一部を改正する法律が公布され、給与面での教育職員の処遇改善の措置が講じられることに併せて、教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表により、教育職員の健康・福祉を確保することなど、より一層の労務管理が求められることとなります。

適正な労務管理を進めるにあたっては、学校に対する高い期待を持つ地域や保護者に対し、一定の理解を求めていくことも大切です。

引き続き、県及び市町の教育委員会と学校は、一体となって業務の適正化や行事等の見直し、専門人材・地域人材の活用等に取り組んでいくことが必要です。

三重県における教育職員の精神疾患による休職者は、平成30年度の87人に対して、令和5年度は102人まで増加しており、教育職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題となっています。

教育委員会ではメンタルヘルスに係る研修やカウンセリング等のほか、保健

師が管理職員の相談に応じる「メンタルヘルスコンシェルジュ事業」や円滑な職場復帰と再発予防を目的に臨床心理士を派遣し面談等を実施する「リワーク支援専門員派遣事業」に取り組んでいるところです。

このうち、「メンタルヘルスコンシェルジュ事業」については、令和6年度から、相談対象者を小中学校の管理職員まで拡大しており、これまで以上に管理職員の不安解消や問題解決につなげることが期待されています。

精神疾患による休職者が減少するよう、引き続き、精神科医や臨床心理士等の専門家からの助言を参考に、より効果的なメンタルヘルス対策を進めていくことが必要です。

（３）警察における労務管理の推進

警察の職場においても、知事部局等と同様、時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入され、警察における勤務の特殊性からほぼ全ての所属が他律的所属となっています。

事故・事件への対応では、現場での業務だけでなく、書類作成や各種報告等の事務的負担が多く、長時間労働につながるケースがあります。このような中、警察としては職員から業務改善の提案や要望を取りまとめる機会を設け、実際に改善に着手するなど、業務の効率化に向けた取組を行っています。さらに、警察現場でのデジタル化を進めることで、職員の負担軽減を図り、能力を最大限発揮できるよう、勤務環境の整備に向け、国に対しても積極的に要望しているところです。

また、健康リスクの早期発見・早期対応につなげるため、安全衛生管理者によるラインケアを行うとともに、職員の希望の有無にかかわらず、対象者には、健康管理医の面接指導を実施しています。

引き続き、勤務環境の整備や心理的・身体的にも負荷がかかる職員の健康管理について取り組んでいくことが必要です。

（４）柔軟な働き方

職員自らのライフスタイルに応じた働き方が可能となる勤務環境を整備することは、職場の魅力を高め、多様で有為な人材をひきつける好循環につながる

と考えられます。

これまで在宅勤務や早出・遅出勤務の制度など、働く場所や時間を柔軟にすることで、ワークとライフのバランスに資する取組を進めてきたところです。今後は、フレックスタイム制や選択的週休3日制、兼業制度等についても、国や他の地方公共団体において議論されていることから、その動向を注視する必要があります。

また、さまざまな事情を抱える職員が働きやすい職場環境を整備することが必要です。

令和7年7月には、職員の育児休業等に関する条例が改正され、部分休業制度が拡充されるとともに、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員への情報提供や意向確認等の措置が整備されました。

障がいのある職員に対しては、令和6年度に各任命権者において第2期の障がい者活躍推進計画が策定され、令和7年度から、その計画に基づく取組が行われています。知事部局等においては、さらなる相談体制の強化や障がいのある職員同士の交流によるつながりの強化に向けた取組が進められています。

柔軟な働き方の実現に向けては、職員一人ひとりがライフスタイルに応じて働くことができる職場環境となるよう、こうした取組を行いながら、必要に応じて組織全体で業務量の適正化や人員体制の見直しについて検討することが重要です。

(5) ゼロ・ハラスメントの実現

ハラスメントは、職員が十分に能力を発揮する妨げとなるだけでなく、個人の尊厳や人格を不当に傷つける、決して許されない行為です。被害を受けた職員が、メンタルヘルス不調等により長期の休暇・休職や退職に追い込まれるなど貴重な人材の損失にもつながることから、対応にあたっては、組織全体で対応すべき問題としてとらえることが重要です。

職員から寄せられる相談の中には、当事者間のコミュニケーション不足が原因と考えられるものもみられます。管理職員が中心となって、職員一人ひとりがお互いを信頼しあえる、風通しのよい職場づくりが大切です。

また近年では、カスタマーハラスメントが社会問題となっています。知事部

局等においては、令和６年度に名札や座席表の表記を改めたほか、職員名簿の取扱いを変更するとともに、現在、職員に対するカスタマーハラスメントにおけるマニュアル作成や電話の通話録音機能の整備等にも取り組んでいるところです。

引き続き、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、さまざまなハラスメントから職員を守る仕組みづくりが必要です。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和7年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教育職員等を含めた職員の数、18,943人（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び職員の給与に関する条例附則第24項により給料月額が決定される60歳を超える職員を除く。）でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等9種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、407,494円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている職員は、4,811人であり、その平均給与月額は、382,481円（平均年齢42.3歳）でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内801の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した161事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種7,555人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について、訪問等により詳細に調査を行いました。

併せて、研究員、医師等（54職種583人）についても、同様の調査を行いま

した。

なお、後述のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員の給与と民間従業員の給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとします。

(2) 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は75.8%、ベースアップを中止した事業所の割合は0.4%、ベースダウンを実施した事業所の割合は0%でした。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.1%でした。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第17表、第18表 参照)

イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で240,307円、短大卒で208,858円、高校卒で201,671円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で59.9%、高校卒で51.4%となっており、そのうち大学卒で86.5%、高校卒で88.3%の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で13.5%、高校卒で11.7%でした。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第12表、第14表 参照)

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

「令和7年人事統計調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その公民給与の較差（以下「公民較

差」という。)を算出しました。

その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人あたり平均11,628円(3.01%)下回っていました。

公 民 較 差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	398,579円
職員の給与 (B)	386,951円
公民較差 (A)-(B)	11,628円 (3.01%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,811人(定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び職員の給与に関する条例附則第24項により給料月額が決定される60歳を超える職員を除く。)から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,664人です。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の4.63月分に相当しており、職員の特別給である期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.60月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べると全国で3.6%、津市で3.1%上昇していました。

「家計調査」(総務省統計局)によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目5.3%の増加、津市で同26.4%の増加となりました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ156,860円、180,800円及び204,730円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以

上)」(三重県統計課)によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で2.4%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.17倍(昨年同月1.20倍)(三重労働局)、全国で1.26倍(同1.26倍)(厚生労働省)となっており、また本年4～6月期の完全失業率(モデル推計値、総務省統計局)は、三重県で1.8%(昨年同期1.9%)、全国で2.6%(同2.7%)となっていました。

参考資料	Ⅲ 生計費関係資料	参照
	Ⅳ 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

(1) 人事院勧告

人事院は、本年8月7日に国会及び内閣に対し一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

ア 民間給与との比較に基づく給与改定等

(ア) 官民給与の比較方法の見直し

a 見直しに至る経緯

- ・比較対象企業規模については、平成18年に、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させる観点から、100人以上から50人以上に見直し
- ・比較対象企業規模について、人事院が開催した各界有識者による人事行政諮問会議の最終提言では、公務全体の人材確保のため、少なくとも従前の100人以上に戻すべきであり、政策の企画立案や高度な調整等に関わる本府省職員は少なくとも1,000人以上の企業と比較すべきとされているところ

b 比較方法の見直しの考え方

【比較対象企業規模】

- ・官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要

- ・行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが必要
- ・官民給与の比較のための対象企業規模について、過去の経緯等から100人以上に引上げ

【比較における対応関係】

- ・採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要
- ・較差算出にあたり本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京都特別区における企業規模1,000人以上の本店事業所と対応させる

【特別給の比較方法】

- ・月例給の比較対象企業規模との整合性を考慮し、特別給の比較においても、企業規模100人以上とする

（イ）民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 15,014円（3.62%）
- ・特別給：民間の支給割合 4.65月（公務の平均支給月数4.60月）

（ウ）給与改定の内容

a 月例給

【俸給表】

- ・行政職俸給表（一）の初任給について、民間における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であることをふまえ、大幅に引上げ
 - 一般職試験（高卒者）：6.5%（12,300円）増の200,300円
 - 一般職試験（大卒程度）：5.5%（12,000円）増の232,000円
 - 総合職試験（大卒程度）：5.2%（12,000円）増の242,000円
- ・これをふまえ、概ね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置

いて改定し、その他の職員が在職する号俸は改定率を逡減させつつ引上げ（平均3.3%）

- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額、各級の改定額をふまえ、所要の引上げ改定
- ・その他の俸給表は行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

b 特別給

- ・民間の支給割合（4.65月分）との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を0.05月分引上げ（4.60月→4.65月）
- ・支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分
- ・指定職俸給表適用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当ならびに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引上げ
- ・国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間や、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し公務に特に資する研究に従事した期間を、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算（令和8年4月実施）

c その他

【初任給調整手当】

- ・医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

【地域手当】

- ・令和6年に勧告を行った給与制度のアップデートで段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定（令和8年4月実施）

【通勤手当】

- ・自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等をふまえ、
 - ◆「100km以上」を上限とする新たな距離区分の新設（令和8年4月1日実施）
 - ◆現行の距離区分の引上げ改定
 - ◆1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（令和8年4月1日実施）
- ・月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう所要の措置（令和8年10月実施）

【宿日直手当】

- ・宿日直勤務対象職員の給与の状況をふまえ、所要の改定

【職員の月例給与水準を適切に確保するための措置】

- ・月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置（令和8年4月1日実施）

【委員、顧問、参与等の手当】

- ・指定職俸給表の改定状況をふまえ、支給限度額に関する所要の改定

（エ）実施時期

- ・特記するものを除き、令和7年4月1日（ただし、令和8年6月期以降の特別給の支給割合の改定等は、令和8年4月1日から実施）

イ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

（ア）本府省業務調整手当の見直し

- ・本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりをふまえ、支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加するとともに、本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ

(イ) 在級期間表の廃止

- ・職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止し、関連する初任給制度等の諸制度も見直し（令和8年4月実施）

(ウ) 転勤する職員に対する給与上の措置

- ・勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要

a 特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止

- ・特地勤務手当と地域手当との減額調整を廃止するとともに、特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整を廃止

b 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

- ・特地官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給

c その他の見直し

- ・特地官署等の指定の見直し（令和8年4月実施）
- ・特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改正

(エ) 実施時期

- ・特記するものを除き、令和7年4月1日

(2) 平均給与月額等

令和7年4月1日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は139,580人（新規採用者、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び一般職の職員の給与に関する法律附則第8項により俸給月額が決定される60歳を超える職員等を除く。）であり、その平均給与月額は414,480円（平均年齢41.9歳）となっています。昨年4月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、

9,102円増加しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が461,808円（平均年齢40.2歳）、管区機関^(※1)が413,950円（平均年齢43.6歳）、府県単位機関^(※2)で394,257円（平均年齢43.3歳）、その他の地方支分部局^(※3)で385,263円（平均年齢41.8歳）となっています。（令和7年人事院勧告 国家公務員給与関係資料第1表及び第3表）

なお、国の府県単位機関及びその他の地方支分部局の平均給与月額は、平均年齢や組織に違いがあるものの、三重県の行政職給料表適用者の平均給与月額386,951円（平均年齢42.9歳）と同程度の水準となっています。

- ※1 管区機関：地方整備局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関
- ※2 府県単位機関：地方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関
- ※3 その他の地方支分部局：管区機関、府県単位機関以外の地方支分部局

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向ならびに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との比較による給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要であるとして、以下のとおり公民給与の比較方法を見直すとともに、(2)以降に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

ア 公民給与の比較方法の見直し

人事院は、前述のとおり、本年の人事院勧告の基礎となる官民給与の比較方法の見直しを行ったところです。本委員会は、次のとおり、本年の公民給与比較における比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上へ見直すこととし、本年の給与改定に反映させることとします。

(ア) 比較対象企業規模

人事院勧告において示された「行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある」という観点は、三重県においてもあてはまるものです。

このことから、公民給与の比較における比較対象企業規模を人事院勧告に準じて見直すこととします。

(イ) 特別給の比較対象企業規模

特別給の比較方法についても、人事院勧告と同様、月例給の公民比較との整合性を考慮し、比較対象とする民間事業所の企業規模を見直すこととします。

(2) 改定の基本方針

本年は、前記Ⅰの3(1)のとおり職員の給与が民間従業員の給与を11,628円(3.01%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うこととします。

特別給である期末手当及び勤勉手当については、前記Ⅰの3(2)のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.03月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう支給月数の引上げ改定を行うこととします。

(3) 改定すべき事項

ア 給料表

現行の行政職給料表について、令和7年人事院勧告後の行政職俸給表(一)の構造を基本とし、一定の水準調整を行った給料表に引上げ改定することとします。

初任給は、国と同様に引き上げます。具体的にはA試験採用(大学卒程度:1級29号給)は11,600円引き上げて239,900円、C試験採用(高校卒程度:1級9号給)は13,800円引き上げて209,000円となります。

また、これをふまえ、若年層が在職する号給に重点を置きつつ、全ての号給について引上げ改定を行います。この結果、平均改定率は1級5.0%、2級3.9%、給料表全体では3.0%となります。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、定年前再

任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行います。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行います。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

イ 扶養手当

次世代育成支援を進める観点をつまえ、現在子1人につき12,000円を支給している扶養手当の月額を13,000円に引き上げることとし、本年4月に遡及して実施します。

ウ 特地勤務手当等

(ア) 特地勤務手当と地域手当との調整の廃止

地域手当が支給される場合には支給額を減ずる措置を講じている特地勤務手当について、人事院勧告に準じてこれらの手当間の調整措置を廃止し、本年4月に遡及して実施します。

(イ) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

人事院勧告に準じ、特地公署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給することとし、本年4月に遡及して実施します。

(ウ) 特地勤務手当等の算定基礎

特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、人事院勧告に準じて「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改めることとし、本年4月に遡及して実施します。

エ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等をふまえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度においては12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数がそれぞれ均等になるよう配分します。

また、危機管理統括監、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当ならびに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げます。

オ 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

カ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行います。

2 その他の本年の給与改定

(1) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

本年の人事院勧告では、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置することとされました。三重県においても、法令改正や最低賃金の引上げ、他の都道府県の動向をふまえ、同様の措置の導入を検討する必要があります。

(2) 級別資格基準表の廃止

職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める級別資格基準表に係る制度について、人事院勧告に準じて廃止することとし、令和8年4月に実施します。また、これに関連する初任給制度等の諸制度

についても見直しを行います。

(3) 地域手当

地域手当について、令和8年度の級地別支給割合を、人事院勧告に準じて設定します。なお、医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員の支給割合は、引き続き4.7%とします。

(4) へき地手当等

公立学校職員に支給しているへき地手当及びへき地手当に準ずる手当については、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と類似の趣旨の手当であると考えられることから、人事院勧告をふまえた文部科学省の考え方を注視していく必要があります。

(5) 通勤手当

通勤手当については、人事院勧告において「100km以上」を上限とする新たな距離区分の新設や現行の距離区分の引上げ改定、1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当の新設が措置されました。

これらについては、三重県の実態や実情をふまえるとともに、他の都道府県における状況を考慮のうえ、任命権者において適切に見直しを検討していく必要があります。なお、駐車場等の利用に対する手当については、CO₂削減や交通事故防止等に配慮した通勤手段としての公共交通機関利用の推進といった観点から、パークアンドライド利用者に対する手当との関係性に配慮する必要があります。

また、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、人事院勧告に準じて所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することが適当であると考えます。

3 その他の課題

(1) 教育職員の給与

令和6年8月に中央教育審議会の『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」が出されたのち、令和7年6月に給特法等の一部を改正する法律が公布されました。

同法においては、教職調整額の基準となる額を、給料月額の4%から10%へ段階的に引き上げるなどの措置が講じられることとなりました。今後、関係法令の改正や国における予算措置の動向をふまえ、教育職員の処遇の改善と見直しに適切に対応する必要があります。

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等に関する人事院の取組

本年の人事院勧告では、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとしています。

具体的には、優秀な人材の確保に向けた新たな人事制度の検討、採用後の役割や活躍に応じた給与の上昇、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準の確保等を示しています。

これらについて人事院は、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告するとしており、その動向を注視していく必要があります。

第3 むすび

本報告の人事管理に関しては、多様で有為な人材確保、年齢層に応じた人材育成と適切な人材活用等による組織力の向上、不祥事及び不適切な事務処理の防止、時間外勤務の上限をふまえた適正な労務管理、柔軟な働き方の推進等に言及しましたが、これらは全ての職員が将来にわたり、健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

給与に関しては、本年4月の職員の給与と民間従業員の給与との比較により、月例給、特別給ともに4年連続で引上げとなる勧告を行いました。特に給料表は初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ全ての号給を引き上げることから、全ての職員の処遇を改善する改定となっています。

職員におかれては、民間の雇用経済情勢や国家公務員給与の見直しなど地方公務員を取り巻く環境を十分に認識され、引き続き、時代の変化とともに複雑化・多様化する課題に果敢に取り組まれるとともに、使命感と高い倫理観を持ち、公正・誠実に職務を遂行することで、より一層県民の信頼に応えていくことを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

I 令和7年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

- 1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 扶養手当

子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 特勤勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署または準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

ウ 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

エ 宿日直手当

宿日直手当の支給額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

オ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前提任短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前提任短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前提任短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前提任短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

（2）期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

Ⅱ 給特法の一部改正に伴う学校職員給与条例の改正

1 高等学校等教育職給料表

給料表の備考(二)を次のとおり改定すること。

備考(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円(教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額)を、4級である職員の給料月額は、この表の額に3,800円(同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

2 中学校・小学校教育職給料表

給料表の備考(二)を次のとおり改定すること。

備考(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に11,500円(教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額)を、4

級である職員の給料月額、この表の額に4,000円（同規則で定める職員にあっては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1（2）オ（ア）、2（2）ア及び3（2）アについては、令和7年12月1日から、Ⅱについては、令和8年1月1日から、Ⅰの1（2）オ（イ）及び2（2）イならびに3（2）イについては、令和8年4月1日から実施すること。

2 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

Ⅰの1（2）イの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

3 その他所要の措置

2に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	198,100	244,300	278,600	312,100	334,900	369,100	423,000	474,200	527,600	569,400
	2	199,200	245,600	279,600	313,600	336,700	370,800	424,900	479,500	534,300	576,400
	3	200,400	247,000	280,600	315,000	338,500	372,400	426,800	484,400	539,400	582,300
	4	201,500	248,400	281,600	316,400	340,200	374,000	428,600	489,000	543,600	587,100
	5	202,600	249,800	282,600	317,800	341,900	375,600	430,400	493,000	547,000	591,100
	6	204,300	251,200	283,600	318,900	343,600	377,400	432,200	496,400	550,200	594,000
	7	205,900	252,600	284,500	319,900	345,300	378,900	434,000	499,300	553,100	596,400
	8	207,500	254,000	285,500	321,100	346,900	380,500	435,800	501,800	555,600	598,300
	9	209,000	255,400	286,500	322,300	348,500	381,800	437,400	503,800	557,600	
	10	210,700	256,600	287,500	323,900	350,200	383,400	438,900			
	11	212,300	257,900	288,500	325,500	351,900	385,000	440,400			
	12	213,900	259,200	289,500	327,100	353,500	386,500	441,900			
	13	215,400	260,400	290,500	328,500	355,000	388,400	443,400			
	14	217,100	261,600	291,800	330,100	356,600	390,300	444,700			
	15	218,800	262,800	293,100	331,700	358,200	392,200	446,000			
	16	220,500	264,000	294,300	333,300	359,700	394,000	447,200			
	17	221,700	265,100	295,500	334,700	361,100	395,500	448,400			
	18	223,300	266,200	296,800	336,400	362,800	397,300	449,700			
	19	224,900	267,300	298,000	338,000	364,400	399,000	451,000			
	20	226,400	268,400	299,200	339,600	366,000	400,600	452,200			
	21	227,900	269,300	300,200	341,000	367,100	402,300	453,400			
	22	229,500	270,300	301,400	342,700	368,600	403,700	454,200			
	23	231,100	271,300	302,600	344,400	370,100	405,100	455,000			
	24	232,700	272,300	303,900	346,000	371,600	406,500	455,800			
	25	234,300	273,300	305,200	347,200	373,300	407,900	456,400			
	26	236,000	274,200	306,200	349,100	375,100	409,100	457,000			
	27	237,300	275,000	307,200	350,800	376,700	410,300	457,600			
	28	238,600	275,900	308,200	352,400	378,400	411,300	458,200			
	29	239,900	276,700	309,300	353,900	379,800	412,400	458,900			
	30	241,000	277,500	310,500	355,500	381,100	413,600	459,700			
	31	242,100	278,300	311,600	357,100	382,300	414,700	460,100			
	32	243,200	279,000	312,800	358,700	383,700	415,800	460,800			
	33	244,300	279,700	313,900	360,400	384,800	416,500	461,300			
	34	245,200	280,500	315,200	362,200	385,700	417,200	461,700			
	35	246,100	281,300	316,500	364,000	386,700	417,800	462,100			
	36	247,100	281,900	317,800	365,800	387,700	418,500	462,500			
	37	248,100	282,600	319,000	367,300	388,500	419,100	462,900			
	38	249,000	283,400	320,300	368,700	389,400	419,700	463,200			
	39	249,900	284,100	321,600	370,100	390,300	420,200	463,500			
	40	250,700	284,800	322,900	371,500	391,100	420,600	463,800			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	251,500	285,500	324,200	373,000	391,900	421,000	464,100			
	42	252,200	286,200	325,400	373,800	392,700	421,200	464,400			
	43	252,800	286,900	326,700	374,700	393,500	421,500	464,700			
	44	253,400	287,600	327,800	375,700	394,200	421,800	465,000			
	45	254,100	288,300	328,700	376,600	394,900	422,100	465,300			
	46	254,700	288,900	330,000	377,700	395,600	422,400				
	47	255,300	289,600	331,300	378,600	396,300	422,700				
	48	255,900	290,200	332,600	379,600	397,000	423,000				
	49	256,400	290,900	333,700	380,500	397,500	423,200				
	50	257,000	291,500	335,000	381,200	398,100	423,500				
	51	257,600	292,200	336,200	381,900	398,700	423,700				
	52	258,100	292,900	337,400	382,500	399,400	424,000				
	53	258,500	293,400	338,700	382,900	399,800	424,200				
	54	258,900	294,000	339,700	383,500	400,400	424,500				
	55	259,200	294,600	340,800	384,100	401,000	424,800				
	56	259,500	295,300	341,900	384,800	401,500	425,100				
	57	259,800	295,900	342,600	385,100	401,900	425,300				
	58	260,100	296,500	343,500	385,800	402,500	425,600				
	59	260,400	297,100	344,200	386,500	403,100	425,900				
	60	260,700	297,800	345,000	387,100	403,600	426,100				
	61	261,000	298,400	345,800	387,400	404,000	426,300				
	62	261,300	299,000	346,200	387,900	404,500	426,600				
	63	261,600	299,500	346,700	388,500	405,000	426,900				
	64	261,900	300,000	347,400	389,100	405,600	427,100				
	65	262,200	300,500	348,200	389,400	405,900	427,300				
	66	262,500	301,100	348,900	390,000	406,300	427,600				
	67	262,800	301,600	349,600	390,700	406,600	427,900				
	68	263,100	302,200	350,200	391,300	407,000	428,100				
	69	263,400	302,600	350,700	391,700	407,300	428,300				
	70	263,700	303,100	351,300	392,200	407,600	428,600				
	71	264,000	303,600	351,800	392,800	407,900	428,900				
	72	264,300	304,200	352,400	393,300	408,100	429,100				
	73	264,600	304,700	352,700	393,800	408,300	429,300				
	74	264,900	305,100	353,200	394,400	408,600					
	75	265,200	305,400	353,500	394,800	408,900					
	76	265,500	305,700	353,900	395,100	409,100					
	77	265,800	305,900	354,300	395,500	409,300					
	78	266,100	306,200	354,800	396,000	409,600					
	79	266,400	306,400	355,300	396,400	409,900					
	80	266,700	306,700	355,800	396,800	410,100					
	81	267,000	306,900	356,100	397,200	410,300					
	82	267,300	307,100	356,500	397,700	410,600					
	83	267,600	307,400	356,900	398,100	410,900					
	84	267,900	307,600	357,300	398,500	411,100					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	268,200	307,900	357,600	398,800	411,300					
	86	268,500	308,100	358,000							
	87	268,800	308,400	358,400							
	88	269,100	308,700	358,800							
	89	269,400	309,000	359,000							
	90	269,700	309,300	359,400							
	91	270,000	309,600	359,800							
	92	270,300	309,900	360,200							
	93	270,600	310,100	360,400							
	94		310,300	360,700							
	95		310,600	361,100							
	96		311,000	361,400							
	97		311,200	361,700							
	98		311,500	362,100							
	99		311,800	362,500							
	100		312,200	362,900							
	101		312,400	363,400							
	102		312,700	363,800							
	103		313,000	364,200							
	104		313,300	364,600							
	105		313,500	365,100							
	106		313,800	365,500							
	107		314,100	365,800							
	108		314,400	366,100							
	109		314,600	366,500							
	110		314,900								
	111		315,300								
	112		315,600								
	113		315,800								
	114		316,000								
	115		316,300								
	116		316,700								
	117		316,900								
	118		317,100								
	119		317,400								
	120		317,700								
	121		318,000								
	122		318,200								
	123		318,500								
	124		318,800								
	125 特		319,100								854,000
定年再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 202,600	円 230,100	円 271,800	円 292,400	円 308,000	円 334,200	円 377,100	円 411,500	円 464,700	円 546,400

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,900	248,900	271,900	310,500	346,400	368,000	399,000	435,400	482,100
	2	230,300	251,100	273,800	311,500	347,900	369,700	400,700	437,000	488,100
	3	232,700	253,300	275,900	312,400	349,300	371,400	402,300	438,500	493,000
	4	235,100	255,500	278,000	313,300	350,800	373,000	404,000	440,000	497,200
	5	237,400	257,700	280,000	313,900	352,300	374,600	405,500	441,500	501,200
	6	239,800	259,700	281,300	314,600	353,700	376,300	407,100	443,100	504,600
	7	242,200	261,700	282,600	315,200	355,000	377,900	408,700	444,500	507,500
	8	244,400	263,500	283,900	315,900	356,300	379,400	410,300	445,900	510,000
	9	246,600	265,300	285,200	316,500	357,600	380,900	411,800	447,000	512,200
	10	248,700	267,000	286,500	317,200	359,200	382,500	413,400	448,400	
	11	250,800	268,700	287,700	317,900	360,800	384,100	415,000	449,900	
	12	252,800	270,100	288,900	318,500	362,400	385,700	416,600	451,400	
	13	254,700	271,500	290,100	319,200	363,800	387,300	418,100	452,700	
	14	256,700	273,300	291,100	319,900	365,400	388,900	420,100	454,400	
	15	258,700	274,600	292,100	320,500	366,900	390,500	422,100	456,000	
	16	260,300	276,000	293,500	321,300	368,400	392,100	424,100	457,600	
	17	261,900	277,400	294,600	322,000	369,900	393,700	425,600	459,000	
	18	263,400	278,600	295,700	322,800	371,500	395,300	427,300	460,700	
	19	264,900	279,800	296,800	323,800	373,000	396,900	428,900	462,400	
	20	266,400	280,900	297,900	324,600	374,500	398,500	430,600	464,000	
	21	267,900	282,200	299,100	325,500	376,000	400,000	432,200	465,400	
	22	269,400	283,300	299,700	326,700	377,600	401,600	433,700	466,100	
	23	270,900	284,500	300,200	328,000	379,200	403,300	435,200	466,800	
	24	272,400	285,600	300,800	329,300	380,800	405,000	436,600	467,500	
	25	273,900	286,900	301,200	330,500	382,200	406,700	437,800	467,900	
	26	275,100	288,200	301,800	332,000	383,900	408,700	439,300	468,400	
	27	276,300	289,400	302,300	333,300	385,600	410,500	440,800	469,000	
	28	277,500	290,600	302,800	334,300	387,200	412,400	442,200	469,600	
	29	278,700	291,500	303,200	335,200	388,800	414,100	443,700	470,200	
	30	279,800	292,500	303,800	336,400	390,400	415,500	445,000	470,900	
	31	280,900	293,600	304,300	337,500	392,000	416,700	446,200	471,400	
	32	282,000	294,600	304,800	338,600	393,600	418,000	447,400	471,900	
	33	283,300	295,800	305,300	339,700	395,300	419,000	448,400	472,400	
	34	284,600	296,400	305,900	340,900	397,300	420,100	449,100	472,700	
	35	285,800	297,000	306,300	342,100	399,300	421,100	449,800	473,000	
	36	287,100	297,600	306,700	343,100	401,300	422,100	450,500	473,400	
	37	288,000	298,000	307,200	344,200	403,000	423,200	451,000	473,700	
	38	289,000	298,600	307,800	345,400	404,700	424,300	451,400	473,900	
	39	290,100	299,200	308,400	346,600	406,200	425,400	451,800	474,200	
	40	291,200	299,700	308,900	347,800	407,700	426,500	452,100	474,400	
	41	292,400	300,100	309,500	348,900	408,900	427,700	452,400	474,700	
	42	293,000	300,700	310,200	350,000	409,900	428,500	452,700	474,900	
	43	293,600	301,300	310,900	351,200	410,900	429,300	453,000	475,100	
	44	294,100	301,800	311,500	352,400	411,900	429,900	453,300	475,300	
	45	294,500	302,200	312,100	353,500	412,900	430,400	453,500	475,700	
	46	295,000	302,700	312,900	354,800	414,000	431,100	453,800		
	47	295,500	303,200	313,700	356,000	415,100	431,800	454,100		
	48	296,000	303,700	314,400	357,200	416,200	432,400	454,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	296,400	304,200	315,200	358,400	417,500	433,100	454,600		
	50	296,900	304,700	316,200	359,700	418,300	433,500	454,900		
	51	297,400	305,300	317,200	361,000	419,100	434,100	455,200		
	52	297,900	305,800	318,200	362,300	419,700	434,700	455,500		
	53	298,400	306,400	319,200	363,200	420,200	435,100	455,700		
	54	299,000	307,000	320,300	364,500	420,900	435,500	456,000		
	55	299,400	307,700	321,300	365,700	421,500	436,000	456,200		
	56	299,800	308,300	322,300	366,900	422,200	436,500	456,500		
	57	300,300	308,900	323,300	368,000	422,500	437,000	456,700		
	58	300,800	309,700	324,400	369,300	423,200	437,500	457,000		
	59	301,300	310,500	325,500	370,700	423,900	437,900	457,300		
	60	301,700	311,200	326,600	372,100	424,400	438,300	457,500		
	61	302,200	312,000	327,400	373,400	424,800	438,700	457,700		
	62	302,600	312,800	328,500	374,900	425,200	439,000	458,000		
	63	303,100	313,600	329,600	376,400	425,700	439,300	458,300		
	64	303,500	314,500	330,700	377,800	426,200	439,600	458,600		
	65	304,000	315,300	331,600	379,000	426,700	439,800	458,800		
	66	304,500	316,100	332,700	380,400	427,100	440,100	459,100		
	67	304,900	316,900	333,800	381,700	427,600	440,400	459,400		
	68	305,300	317,700	334,900	383,100	428,100	440,600	459,700		
	69	305,800	318,600	335,900	384,200	428,600	440,800	459,900		
	70	306,200	319,400	337,000	385,400	429,100	441,100	460,200		
	71	306,600	320,300	338,200	386,600	429,700	441,400	460,500		
	72	307,100	321,200	339,400	387,800	430,200	441,600	460,800		
	73	307,600	321,800	340,100	389,100	430,600	441,800	461,000		
	74	308,100	322,700	341,400	390,300	431,200	442,100			
	75	308,700	323,600	342,700	391,500	431,600	442,400			
	76	309,100	324,400	344,000	392,600	431,800	442,600			
	77	309,600	325,000	345,200	393,700	432,100	442,800			
	78	310,100	325,900	346,600	394,900	432,600	443,100			
	79	310,700	326,800	348,000	396,000	432,900	443,400			
	80	311,300	327,800	349,400	397,200	433,200	443,600			
	81	311,800	328,700	350,700	398,300	433,500	443,800			
	82	312,300	329,700	352,300	398,900	433,900	444,100			
	83	313,000	330,600	353,800	399,400	434,300	444,400			
	84	313,600	331,600	355,300	399,900	434,700	444,600			
	85	314,200	332,500	356,700	400,500	435,000	444,800			
	86	314,800	333,500	358,200	401,100					
	87	315,500	334,500	359,700	401,700					
	88	316,200	335,500	361,100	402,300					
	89	316,900	336,400	362,400	402,600					
	90	317,600	337,700	363,600	403,100					
	91	318,300	338,900	364,800	403,600					
	92	319,000	340,100	366,100	404,100					
	93	319,500	341,300	367,400	404,500					
	94	320,400	342,600	368,900	404,900					
	95	321,300	343,800	370,400	405,400					
	96	322,100	345,000	371,800	405,900					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	97	322,800	346,200	373,100	406,300					
	98	323,700	347,500	374,300	406,800					
	99	324,600	348,700	375,400	407,300					
	100	325,500	349,900	376,600	407,700					
	101	326,400	351,300	377,700	408,000					
	102	327,400	352,200	378,800	408,400					
	103	328,400	353,200	379,900	408,800					
	104	329,300	354,300	381,000	409,100					
	105	330,100	355,400	382,200	409,400					
	106	330,700	356,500	382,700	409,900					
	107	331,300	357,500	383,300	410,400					
	108	331,900	358,500	383,900	410,900					
	109	332,400	359,700	384,500	411,200					
	110	332,900	360,700	385,000	411,700					
	111	333,300	361,700	385,400	412,200					
	112	333,800	362,600	385,900	412,700					
	113	334,600	363,500	386,300	413,000					
	114	335,200	364,400	386,700	413,500					
	115	335,900	365,300	387,200	414,000					
	116	336,500	366,300	387,700	414,500					
	117	337,100	367,300	388,100	414,900					
	118	337,800	367,700	388,600	415,400					
	119	338,500	368,300	389,200	415,800					
	120	339,200	368,900	389,700	416,300					
	121	339,800	369,200	389,900	416,700					
	122	340,100	369,600	390,400						
	123	340,600	370,000	390,900						
	124	341,100	370,400	391,300						
	125	341,400	370,800	391,800						
	126		371,200	392,300						
	127		371,600	392,800						
	128		372,000	393,300						
	129		372,400	393,600						
	130		372,800	394,100						
	131		373,200	394,600						
	132		373,600	395,100						
	133		373,800	395,400						
	134		374,300	395,900						
	135		374,600	396,300						
	136		374,900	396,700						
	137		375,200	397,000						
	138		375,600	397,400						
	139		376,100	397,900						
	140		376,600	398,400						
	141		376,900	398,700						
	142		377,400							
	143		377,900							
	144		378,400							
	145		378,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 257,700	円 269,800	円 274,300	円 306,900	円 324,200	円 338,800	円 363,000	円 399,300	円 432,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	198,500	249,100	341,200	390,800	443,700
	2	199,600	253,400	343,200	392,200	445,400
	3	200,800	256,200	345,200	393,600	447,100
	4	201,900	258,900	347,100	395,000	448,700
	5	203,000	261,500	348,900	396,400	450,400
	6	205,200	263,200	350,900	397,800	452,400
	7	207,300	264,700	352,800	399,100	454,300
	8	209,400	266,200	354,700	400,500	456,100
	9	211,500	267,700	356,400	401,900	457,500
	10	213,500	269,700	358,000	403,400	459,300
	11	215,500	271,600	359,500	404,800	461,300
	12	217,500	273,500	361,100	406,200	463,200
	13	219,500	275,500	362,700	407,500	464,800
	14	221,400	277,700	363,700	409,000	466,500
	15	223,300	279,900	364,700	410,500	468,200
	16	225,100	282,100	365,600	412,000	469,600
	17	226,800	284,200	366,700	413,500	471,100
	18	228,600	286,500	367,900	415,100	471,900
	19	230,400	288,800	369,100	416,700	472,700
	20	232,200	291,200	370,300	418,400	473,600
	21	234,000	293,500	371,500	419,600	474,300
	22	235,800	295,600	372,600	421,000	474,900
	23	237,500	297,700	373,600	422,400	475,600
	24	239,200	299,700	374,600	423,700	476,400
	25	240,900	301,700	375,700	425,000	476,700
	26	243,000	303,600	376,700	426,300	477,300
	27	244,900	305,500	377,600	427,800	477,900
	28	246,800	307,400	378,600	429,300	478,400
	29	248,700	309,300	379,500	430,500	478,800
	30	249,800	310,800	380,300	431,700	479,400
	31	250,900	312,300	381,100	433,300	480,000
	32	252,000	313,800	381,900	434,800	480,500
	33	253,400	315,300	382,600	436,100	481,100
	34	254,700	316,800	383,300	437,500	481,600
	35	256,100	318,300	384,100	438,900	482,200
	36	257,500	319,700	384,900	440,300	482,700
	37	258,900	321,100	385,600	441,700	483,200
	38	260,400	322,000	386,300	443,100	483,700
	39	261,900	322,900	387,100	444,500	484,100
	40	263,500	323,700	387,900	445,900	484,600
	41	264,900	324,400	388,700	447,000	485,100
	42	266,200	324,900	389,900	448,300	
	43	267,600	325,400	391,100	449,700	
	44	269,000	325,800	392,300	451,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	270,500	326,200	393,000	451,800	
	46	271,800	326,700	394,000	452,600	
	47	273,000	327,200	394,800	453,500	
	48	274,200	327,600	395,500	454,400	
	49	275,400	328,000	396,200	455,200	
	50	276,500	328,400	396,900	456,000	
	51	277,600	328,700	397,500	456,600	
	52	278,700	329,200	398,100	457,400	
	53	279,700	329,600	398,700	457,800	
	54	280,800	330,000	399,400		
	55	281,800	330,400	400,200		
	56	282,800	330,700	401,000		
	57	283,800	331,100	401,600		
	58	284,500	331,400	402,400		
	59	285,000	331,800	403,100		
	60	285,600	332,100	403,800		
	61	286,200	332,500	404,400		
	62	286,800	333,000	405,100		
	63	287,400	333,600	405,700		
	64	287,900	334,100	406,400		
	65	288,500	334,500	407,100		
	66	289,000	335,100	407,700		
	67	289,600	335,600	408,300		
	68	290,100	336,200	409,000		
	69	290,700	336,700	409,700		
	70	291,400	337,200	410,200		
	71	292,000	337,700	410,800		
	72	292,600	338,300	411,400		
	73	293,200	338,800	411,900		
	74	293,800	339,500	412,500		
	75	294,400	340,200	413,100		
	76	295,100	340,900	413,600		
	77	295,700	341,500	414,100		
	78	296,400	342,100	414,600		
	79	297,100	342,800	415,100		
	80	297,600	343,500	415,800		
	81	298,200	344,200	416,200		
	82	298,800	344,900			
	83	299,500	345,500			
	84	300,100	346,100			
	85	300,600	346,600			
	86	301,200	347,100			
	87	301,900	347,500			
	88	302,500	347,900			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	89	303,000	348,200			
	90	303,600	348,700			
	91	304,300	349,000			
	92	304,900	349,400			
	93	305,500	349,700			
	94	306,100	350,000			
	95	306,700	350,400			
	96	307,300	350,800			
	97	307,600	351,300			
	98	308,100	351,800			
	99	308,700	352,300			
	100	309,200	352,800			
	101	309,600	353,300			
	102	310,000	353,800			
	103	310,300	354,200			
	104	310,700	354,700			
	105	311,100	355,100			
	106	311,500	355,500			
	107	311,900	356,000			
	108	312,200	356,400			
	109	312,400	356,900			
	110	312,800	357,300			
	111	313,100	357,700			
	112	313,300	358,100			
	113	313,600	358,600			
	114	313,900	359,000			
	115	314,200	359,400			
	116	314,500	359,800			
	117	314,700	360,300			
	118	315,000	360,700			
	119	315,200	361,100			
	120	315,500	361,500			
	121	315,800	361,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232,500	円 275,700	円 301,500	円 345,300	円 395,200

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	307,900	417,900	472,600	568,500
	2	310,200	420,600	474,600	574,600
	3	312,500	423,200	476,500	579,700
	4	314,700	425,600	478,400	584,400
	5	316,800	427,900	479,800	588,700
	6	320,300	430,100	481,500	593,000
	7	323,800	432,100	483,300	596,400
	8	327,200	434,200	485,100	599,300
	9	330,600	436,300	486,900	601,800
	10	334,100	437,800	488,600	604,100
	11	337,500	439,300	490,400	
	12	340,900	440,800	492,200	
	13	344,300	442,200	494,000	
	14	347,800	443,600	495,700	
	15	351,200	445,100	497,500	
	16	354,600	446,500	499,300	
	17	358,000	447,800	501,100	
	18	361,100	449,300	503,000	
	19	364,300	450,700	504,900	
	20	367,500	452,100	506,800	
	21	370,800	453,400	508,700	
	22	373,900	454,900	510,400	
	23	377,000	456,300	512,200	
	24	380,000	457,700	514,000	
	25	383,100	459,100	515,600	
	26	385,400	460,500	517,400	
	27	387,700	461,800	519,200	
	28	389,900	463,200	520,700	
	29	391,800	464,600	522,100	
	30	393,500	465,900	523,800	
	31	395,200	467,300	525,600	
	32	397,000	468,700	527,300	
	33	398,700	470,000	528,800	
	34	400,500	471,400	530,100	
	35	402,100	472,700	531,400	
	36	403,400	474,100	532,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	37	404,800	475,500	533,700	
	38	406,200	477,200	535,000	
	39	407,600	478,800	536,300	
	40	409,000	480,300	537,600	
	41	410,500	481,900	538,600	
	42	411,200	483,100	539,400	
	43	411,800	484,200	540,200	
	44	412,400	485,300	541,000	
	45	413,200	486,300	541,900	
	46	413,800	487,200	542,700	
	47	414,400	488,100	543,500	
	48	414,900	488,900	544,200	
	49	415,400	489,600	545,000	
	50	415,800	490,300	545,800	
	51	416,300	491,000	546,500	
	52	416,700	491,600	547,400	
	53	417,100	492,200	548,300	
	54	417,400	492,900	549,100	
	55	417,700	493,500	550,000	
	56	418,100	494,100	550,900	
	57	418,400	494,400	551,700	
	58	418,800	495,000	552,500	
	59	419,100	495,600	553,300	
	60	419,500	496,300	554,000	
	61	419,900	496,700	554,800	
	62	420,200	497,300	555,700	
	63	420,500	498,000	556,600	
	64	420,800	498,700	557,500	
	65	421,100	499,100	558,300	
	66		499,700	559,200	
	67		500,300	560,100	
	68		500,800	561,000	
	69		501,300	561,800	
	70		501,800	562,700	
	71		502,300	563,600	
	72		502,800	564,500	
	73		503,200	565,300	
	74		503,700		
	75		504,100		
	76		504,500		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	77		505,000		
	78		505,600		
	79		506,100		
	80		506,500		
	81		507,000		
	82		507,600		
	83		508,200		
	84		508,700		
	85		509,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 315,200	円 358,800	円 415,100	円 490,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	203,300	242,100	276,700	328,600	374,600	429,500
	2	205,400	243,400	277,500	330,000	376,300	431,400
	3	207,500	244,700	278,200	331,400	377,900	433,400
	4	209,600	246,000	279,000	332,800	379,500	435,200
	5	211,600	247,200	279,800	334,200	381,000	437,000
	6	213,600	248,300	280,600	335,800	382,600	438,600
	7	215,600	249,300	281,400	337,300	384,200	440,200
	8	217,400	250,200	282,100	338,800	385,800	441,700
	9	219,200	251,300	282,800	340,200	387,400	443,200
	10	221,100	252,400	283,600	341,800	389,400	444,500
	11	223,000	253,500	284,400	343,300	391,400	445,800
	12	225,100	254,700	285,200	344,800	393,400	447,100
	13	226,800	255,900	286,000	346,200	394,800	448,400
	14	228,800	257,100	286,800	347,800	396,500	449,600
	15	231,000	258,300	287,500	349,300	398,200	450,800
	16	233,100	259,400	288,300	350,800	399,900	451,900
	17	235,200	260,400	289,100	352,300	401,600	453,100
	18	236,300	261,400	289,900	353,900	403,100	454,200
	19	237,300	262,500	290,700	355,500	404,600	455,400
	20	238,400	263,500	291,400	357,000	406,100	456,600
	21	239,500	264,600	292,200	358,300	407,400	457,700
	22	240,300	265,500	293,100	359,800	408,700	458,500
	23	241,200	266,300	294,000	361,300	410,000	458,900
	24	242,000	267,100	294,700	362,800	411,100	459,600
	25	242,900	267,900	295,400	364,200	412,200	460,100
	26	243,800	268,700	296,300	365,700	413,300	460,500
	27	244,700	269,500	297,200	367,200	414,400	460,900
	28	245,600	270,300	297,900	368,600	415,500	461,300
	29	246,400	271,000	298,700	370,000	416,300	461,700
	30	247,200	271,800	299,700	371,600	417,100	462,100
	31	247,900	272,600	300,600	373,000	417,800	462,400
	32	248,700	273,400	301,600	374,500	418,600	462,700
	33	249,400	274,200	302,600	375,700	419,000	463,000
	34	250,000	275,000	303,700	376,800	419,600	463,300
	35	250,700	275,600	304,700	378,000	420,100	463,600
	36	251,400	276,400	305,600	379,100	420,500	463,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	37	252, 100	277, 300	306, 600	380, 100	420, 900	464, 200
	38	252, 700	278, 100	307, 600	380, 900	421, 100	
	39	253, 300	278, 900	308, 600	381, 800	421, 400	
	40	253, 900	279, 600	309, 600	382, 900	421, 700	
	41	254, 500	280, 300	310, 500	383, 900	422, 000	
	42	255, 100	281, 100	311, 700	384, 900	422, 300	
	43	255, 700	281, 900	312, 800	385, 900	422, 600	
	44	256, 200	282, 600	313, 900	386, 800	422, 900	
	45	256, 600	283, 300	314, 900	387, 600	423, 100	
	46	257, 200	284, 100	316, 000	388, 400	423, 400	
	47	257, 600	284, 900	317, 100	389, 300	423, 700	
	48	258, 000	285, 600	318, 100	390, 100	424, 000	
	49	258, 400	286, 300	319, 200	390, 600	424, 200	
	50	258, 900	287, 000	320, 200	391, 400	424, 400	
	51	259, 400	287, 600	321, 300	392, 200	424, 700	
	52	259, 900	288, 300	322, 400	393, 000	425, 000	
	53	260, 200	289, 000	323, 400	393, 400	425, 200	
	54	260, 500	289, 600	324, 400	394, 100		
	55	260, 800	290, 300	325, 400	394, 800		
	56	261, 100	290, 900	326, 400	395, 400		
	57	261, 400	291, 600	327, 300	395, 800		
	58	261, 700	292, 300	328, 300	396, 300		
	59	262, 000	293, 000	329, 300	396, 900		
	60	262, 300	293, 600	330, 200	397, 500		
	61	262, 600	294, 100	331, 100	397, 900		
	62	262, 900	294, 700	331, 800	398, 400		
	63	263, 200	295, 400	332, 500	398, 900		
	64	263, 500	296, 000	333, 100	399, 400		
	65	263, 800	296, 500	333, 700	400, 000		
	66	264, 100	297, 100	334, 400	400, 500		
	67	264, 400	297, 800	335, 000	401, 100		
	68	264, 700	298, 400	335, 600	401, 700		
	69	265, 000	299, 000	336, 200	402, 200		
	70	265, 300	299, 600	336, 400	402, 700		
	71	265, 600	300, 200	336, 800	403, 100		
	72	265, 800	300, 800	337, 300	403, 500		
	73	266, 000	301, 400	337, 900	403, 800		
	74	266, 300	301, 900	338, 400	404, 300		
	75	266, 600	302, 300	338, 900	404, 700		
	76	266, 800	302, 700	339, 300	405, 100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	77	267,000	303,000	339,900	405,500		
	78	267,300	303,300	340,400			
	79	267,600	303,500	340,800			
	80	267,800	303,800	341,300			
	81	268,000	304,100	341,800			
	82	268,300	304,300	342,100			
	83	268,600	304,600	342,300			
	84	268,800	304,900	342,600			
	85	269,000	305,100	343,000			
	86		305,300	343,400			
	87		305,500	343,700			
	88		305,700	344,000			
	89		306,100	344,300			
	90		306,300	344,500			
	91		306,500	344,900			
	92		306,700	345,200			
	93		307,100	345,400			
	94		307,300	345,700			
	95		307,500	346,000			
	96		307,800	346,200			
	97		308,100	346,400			
	98		308,300	346,700			
	99		308,500	347,000			
	100		308,800	347,200			
	101		309,100	347,400			
	102		309,300	347,600			
	103		309,500	348,000			
	104		309,800	348,200			
	105		310,100	348,400			
	106			348,700			
	107			349,100			
	108			349,500			
	109			349,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 203,600	円 230,200	円 259,600	円 300,100	円 342,300	円 385,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,000	257,000	296,200	309,600	333,100	375,700
	2	225,900	259,100	296,700	310,100	334,100	377,400
	3	227,700	261,300	297,200	310,600	335,100	379,100
	4	229,400	263,500	297,700	311,100	336,000	380,800
	5	231,100	265,700	298,100	311,600	337,000	382,600
	6	233,000	266,700	298,600	312,100	338,200	384,600
	7	234,800	267,500	299,100	312,700	339,400	386,600
	8	236,500	268,400	299,500	313,100	340,600	388,600
	9	238,200	269,200	299,900	313,600	341,500	390,300
	10	240,100	270,300	300,400	314,100	342,700	392,400
	11	242,000	271,400	300,900	314,700	343,800	394,500
	12	243,900	272,300	301,400	315,200	344,900	396,500
	13	245,700	273,100	301,800	315,600	345,900	398,400
	14	247,700	273,800	302,300	316,200	347,000	400,000
	15	249,700	274,500	302,700	316,900	348,100	401,800
	16	251,700	275,300	303,200	317,500	349,200	403,600
	17	253,700	276,400	303,700	318,100	350,300	405,300
	18	255,700	277,300	304,100	319,000	351,400	407,000
	19	257,800	278,200	304,600	319,800	352,500	409,000
	20	259,800	279,100	305,000	320,700	353,600	410,700
	21	261,700	280,100	305,500	321,500	354,700	412,400
	22	262,900	281,100	305,900	322,400	355,900	414,100
	23	264,000	282,000	306,400	323,300	357,000	415,900
	24	265,100	283,000	306,800	324,100	358,100	417,700
	25	266,200	283,800	307,300	324,900	359,100	419,300
	26	267,000	284,700	307,900	325,700	360,400	421,000
	27	267,900	285,600	308,600	326,600	361,700	422,800
	28	268,700	286,500	309,300	327,500	363,000	424,600
	29	269,500	287,500	310,000	328,200	364,200	426,100
	30	270,200	288,200	310,700	329,300	365,700	427,600
	31	270,900	288,900	311,400	330,400	367,200	429,100
	32	271,600	289,600	312,200	331,400	368,700	430,400
	33	272,400	290,200	312,900	332,500	369,900	431,600
	34	273,000	290,800	313,700	333,500	371,400	432,700
	35	273,600	291,300	314,400	334,600	372,800	433,900
	36	274,100	291,700	315,100	335,700	374,200	435,100
	37	274,700	292,100	315,800	336,800	375,600	436,400
	38	275,400	292,700	316,600	337,900	376,600	437,500
	39	276,100	293,200	317,400	339,000	378,000	438,700
	40	276,800	293,600	318,200	340,100	379,300	439,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	41	277,500	294,000	318,800	340,900	380,600	441,100
	42	278,100	294,500	319,700	342,000	382,000	442,100
	43	278,800	294,900	320,700	343,100	383,300	443,200
	44	279,400	295,400	321,600	344,100	384,600	444,300
	45	280,200	295,900	322,400	345,000	386,100	445,300
	46	280,900	296,300	323,400	345,900	387,300	445,800
	47	281,600	296,800	324,400	346,900	388,400	446,300
	48	282,200	297,200	325,300	347,900	389,600	446,700
	49	282,700	297,700	326,200	349,100	390,700	447,300
	50	283,200	298,100	327,100	350,400	391,600	447,800
	51	283,600	298,600	328,100	351,600	392,600	448,200
	52	284,000	299,100	329,100	352,800	393,500	448,700
	53	284,300	299,500	329,900	353,700	394,100	449,200
	54	284,800	299,900	330,800	354,900	394,900	449,600
	55	285,200	300,400	331,800	356,000	395,700	449,900
	56	285,600	300,800	332,700	357,300	396,500	450,200
	57	286,000	301,300	333,600	358,300	397,200	450,600
	58	286,400	302,000	334,500	359,200	397,900	
	59	286,700	302,700	335,500	360,300	398,600	
	60	287,000	303,400	336,400	361,500	399,200	
	61	287,400	304,100	337,300	362,600	399,800	
	62	287,800	305,000	338,400	363,800	400,400	
	63	288,200	305,900	339,600	365,000	401,100	
	64	288,500	306,600	340,800	366,000	401,700	
	65	288,800	307,300	341,500	367,000	402,400	
	66	289,200	308,200	342,600	368,000	402,900	
	67	289,600	309,000	343,700	369,100	403,500	
	68	289,900	309,800	344,600	370,200	404,000	
	69	290,300	310,500	345,700	371,000	404,400	
	70	290,800	311,400	346,400	372,100	405,000	
	71	291,200	312,300	347,500	373,200	405,400	
72	291,500	313,100	348,600	374,200	405,700		
73	291,900	314,000	349,700	374,900	406,000		
74	292,400	314,800	350,900	375,700	406,500		
75	292,900	315,700	352,000	376,500	406,900		
76	293,400	316,600	353,100	377,200	407,200		
77	293,900	317,400	354,200	377,800	407,500		
78	294,400	318,300	355,300	378,300	408,000		
79	295,000	319,300	356,300	378,800	408,500		
80	295,400	320,200	357,400	379,300	408,900		
81	295,900	320,700	358,300	379,900	409,200		
82	296,300	321,500	359,300	380,400	409,600		
83	296,800	322,400	360,200	380,900	410,100		
84	297,300	323,200	361,200	381,400	410,500		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	85	297,700	324,000	362,100	381,800	410,900	
	86	298,100	324,900	362,900	382,200		
	87	298,600	325,900	363,700	382,800		
	88	299,100	326,900	364,500	383,300		
	89	299,500	327,800	365,100	383,600		
	90	300,000	328,800	365,700	384,100		
	91	300,500	329,800	366,300	384,400		
	92	301,000	330,800	366,900	384,700		
	93	301,500	331,600	367,300	385,300		
	94	301,900	332,300	367,700	385,800		
	95	302,400	333,000	368,200	386,300		
	96	303,000	333,600	368,600	386,800		
	97	303,600	334,100	369,100	387,400		
	98	304,100	334,400	369,500	387,900		
	99	304,600	334,900	370,000	388,400		
	100	305,100	335,500	370,400	388,800		
	101	305,500	335,900	370,700	389,400		
	102	306,000	336,400	371,200	389,900		
	103	306,400	337,000	371,500	390,400		
	104	306,800	337,500	371,800	390,900		
	105	307,200	337,900	372,200	391,500		
	106	307,600	338,400	372,700	391,900		
	107	308,000	338,900	373,200	392,400		
	108	308,300	339,400	373,700	392,900		
	109	308,500	339,800	374,200	393,500		
	110	308,800	340,100	374,700			
	111	309,000	340,400	375,200			
	112	309,300	340,700	375,600			
	113	309,600	341,000	376,000			
	114	309,800	341,400	376,400			
	115	310,100	341,700	376,900			
	116	310,300	342,000	377,400			
	117	310,600	342,200	377,800			
	118	310,800	342,500	378,300			
	119	311,100	342,800	378,800			
	120	311,400	343,000	379,300			
	121	311,700	343,200	379,600			
	122	312,000	343,500				
	123	312,300	343,800				
	124	312,600	344,100				
	125	312,800	344,300				
	126	313,000	344,600				
	127	313,300	344,900				
	128	313,700	345,100				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	129	313,900	345,300				
	130	314,200	345,500				
	131	314,500	345,800				
	132	314,900	346,000				
	133	315,100	346,300				
	134	315,400	346,700				
	135	315,700	347,100				
	136	316,000	347,500				
	137	316,200	347,800				
	138	316,500	348,200				
	139	316,800	348,600				
	140	317,100	349,000				
	141	317,300	349,300				
	142	317,600	349,700				
	143	318,000	350,000				
	144	318,300	350,400				
	145	318,500	350,700				
	146	318,700	351,100				
	147	319,000	351,500				
	148	319,300	351,900				
	149	319,500	352,200				
	150	319,700	352,600				
	151	320,000	353,000				
	152	320,300	353,400				
	153	320,700	353,700				
	154	320,900					
	155	321,100					
	156	321,400					
	157	321,700					
	158	322,000					
	159	322,300					
	160	322,600					
	161	323,000					
	162	323,300					
	163	323,600					
	164	323,900					
	165	324,300					
	166	324,600					
	167	324,900					
	168	325,200					
	169	325,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 251,100	円 272,000	円 279,600	円 290,400	円 307,400	円 345,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	215,200	262,100	334,800	391,700	467,000
	2	217,600	263,500	336,600	393,200	468,800
	3	219,900	264,900	338,400	394,600	470,600
	4	222,200	266,300	340,100	396,000	472,400
	5	224,400	267,700	341,700	397,400	474,100
	6	226,700	268,900	343,600	398,800	475,800
	7	228,900	270,100	345,500	400,300	477,700
	8	231,100	271,300	347,300	401,700	479,500
	9	233,300	272,600	349,100	403,000	481,200
	10	235,500	273,700	351,100	404,400	482,800
	11	237,700	274,800	352,900	405,900	484,400
	12	239,900	276,000	354,600	407,400	485,900
	13	242,100	277,300	356,300	408,700	487,400
	14	244,200	279,000	358,000	410,200	488,700
	15	246,300	280,700	359,500	411,700	490,100
	16	248,400	282,400	361,100	413,200	491,400
	17	250,500	284,100	362,700	414,600	492,600
	18	252,300	286,100	364,000	416,200	493,200
	19	254,000	288,300	365,200	417,800	493,800
	20	255,700	290,500	366,300	419,300	494,500
	21	257,400	292,700	367,600	420,500	495,100
	22	258,700	294,900	369,200	421,900	495,700
	23	260,000	297,100	370,800	423,300	496,300
	24	261,200	299,200	372,300	424,600	497,000
	25	262,400	301,200	373,700	426,200	497,600
	26	263,600	303,100	375,300	427,600	498,200
	27	264,800	305,000	376,800	428,900	498,800
	28	266,000	306,800	378,300	430,300	499,500
	29	267,100	308,600	379,800	431,700	500,100
	30	268,100	310,500	381,400	433,000	
	31	269,200	312,300	383,000	434,500	
	32	270,200	314,000	384,500	436,000	
	33	271,300	315,700	386,000	437,600	
	34	272,400	317,500	387,600	439,000	
	35	273,600	319,200	389,100	440,600	
	36	274,900	320,800	390,600	442,100	
	37	276,100	322,400	392,100	443,800	
	38	277,200	324,100	393,600	445,300	
	39	278,400	325,900	395,100	446,900	
	40	279,500	327,600	396,500	448,500	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	280,800	328,900	397,800	450,000	
	42	281,800	330,800	399,300	451,500	
	43	282,800	332,600	400,700	452,700	
	44	283,700	334,300	402,100	453,900	
	45	284,300	335,900	403,600	455,100	
	46	285,100	337,800	405,200	456,400	
	47	285,900	339,500	406,800	457,600	
	48	286,700	341,200	408,200	458,800	
	49	287,400	342,900	409,400	459,900	
	50	288,200	344,600	410,800	461,100	
	51	288,900	346,300	412,200	462,300	
	52	289,700	348,000	413,500	463,500	
	53	290,500	349,700	414,700	464,700	
	54	291,300	351,000	415,900	465,900	
	55	292,000	352,300	417,200	467,100	
	56	292,800	353,600	418,500	468,300	
	57	293,500	355,100	419,800	469,400	
	58	294,100	356,700	421,100	470,000	
	59	294,900	358,200	422,500	470,500	
	60	295,700	359,800	423,700	471,000	
	61	296,400	361,200	424,900	471,500	
	62	297,000	362,800	426,300	472,100	
	63	297,800	364,400	427,700	472,600	
	64	298,400	365,800	429,000	473,100	
	65	299,400	367,300	430,200	473,600	
	66	300,200	368,900	431,400	474,200	
	67	300,900	370,500	432,700	474,700	
	68	301,600	372,000	434,100	475,200	
	69	302,200	373,500	435,400	475,700	
	70	302,900	375,100	436,600		
	71	303,600	376,600	437,600		
	72	304,300	378,100	438,800		
	73	305,000	379,600	440,000		
	74	305,700	381,200	441,100		
	75	306,400	382,800	442,300		
	76	306,900	384,300	443,300		
	77	307,500	385,700	444,400		
	78	308,100	387,100	445,400		
	79	308,800	388,500	446,400		
	80	309,400	389,800	447,400		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	309,900	391,100	448,300		
	82	310,500	392,500	449,100		
	83	311,200	393,800	449,900		
	84	311,900	395,100	450,700		
	85	312,500	396,200	451,400		
	86	313,300	397,600	451,800		
	87	314,000	398,900	452,200		
	88	314,600	400,200	452,600		
	89	315,300	401,400	453,000		
	90	316,100	402,700	453,300		
	91	316,900	403,800	453,600		
	92	317,700	405,000	453,800		
	93	318,200	406,200	454,100		
	94	319,000	407,300	454,400		
	95	319,800	408,500	454,700		
	96	320,600	409,700	454,900		
	97	321,200	411,100	455,100		
	98	321,900	412,100	455,400		
	99	322,700	413,100	455,700		
	100	323,400	414,100	455,900		
	101	324,200	415,000	456,100		
	102	325,000	416,000	456,400		
	103	325,900	417,100	456,700		
	104	326,700	418,200	456,900		
	105	327,300	418,900	457,100		
	106	328,100	419,800			
	107	328,900	420,700			
	108	329,700	421,600			
	109	330,400	422,400			
	110	330,800	423,200			
	111	331,100	424,000			
	112	331,600	424,800			
	113	332,100	425,400			
	114	332,500	426,100			
	115	332,900	426,800			
	116	333,300	427,500			
	117	333,800	428,100			
	118	334,300	428,600			
	119	334,700	428,900			
	120	335,200	429,200			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	335,700	429,500			
	122	336,100	429,800			
	123	336,500	430,100			
	124	337,000	430,300			
	125	337,500	430,500			
	126	337,800	430,800			
	127	338,100	431,100			
	128	338,400	431,300			
	129	338,600	431,500			
	130	338,900	431,800			
	131	339,200	432,100			
	132	339,400	432,300			
	133	339,600	432,500			
	134	339,800	432,800			
	135	340,000	433,100			
	136	340,300	433,300			
	137	340,600	433,500			
	138	340,800	433,800			
	139	341,100	434,100			
	140	341,400	434,300			
	141	341,600	434,500			
	142	341,800	434,800			
	143	342,100	435,100			
	144	342,300	435,300			
	145	342,600	435,500			
	146	342,800				
	147	343,100				
	148	343,400				
	149	343,600				
	150	343,800				
	151	344,100				
	152	344,400				
	153	344,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 249,500	円 291,200	円 321,400	円 350,500	円 438,300

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	215,200	236,300	334,800	364,200	450,400
	2	217,600	238,700	336,600	365,700	451,700
	3	219,900	241,100	338,400	367,200	452,900
	4	222,200	243,600	340,100	368,600	454,200
	5	224,400	246,000	341,700	370,000	455,300
	6	226,700	248,400	343,600	371,300	456,400
	7	228,900	250,800	345,500	372,600	457,600
	8	231,100	253,300	347,300	374,000	458,800
	9	233,300	255,700	349,100	375,400	460,100
	10	235,500	257,300	351,100	376,700	461,300
	11	237,700	258,900	352,900	378,000	462,400
	12	239,900	260,500	354,600	379,200	463,500
	13	242,100	262,100	356,300	380,400	464,700
	14	244,200	263,500	358,000	381,700	465,500
	15	246,300	264,900	359,500	382,900	466,300
	16	248,400	266,300	361,100	384,100	467,200
	17	250,500	267,700	362,700	385,100	468,100
	18	252,300	268,900	364,000	386,300	468,500
	19	254,000	270,100	365,200	387,500	469,000
	20	255,700	271,300	366,300	388,600	469,500
	21	257,400	272,600	367,600	389,600	470,000
	22	258,700	273,700	369,000	390,800	470,400
	23	260,000	274,800	370,400	392,000	470,900
	24	261,200	276,000	371,700	393,100	471,400
	25	262,400	277,300	372,900	394,100	471,900
	26	263,500	279,000	374,300	395,300	472,300
	27	264,600	280,700	375,600	396,400	472,800
	28	265,700	282,400	376,900	397,500	473,300
	29	266,900	284,100	378,100	398,600	473,800
	30	268,000	286,100	379,500	399,800	
	31	269,100	288,300	380,800	401,000	
	32	270,100	290,500	382,100	402,100	
	33	271,200	292,700	383,400	403,100	
	34	272,200	294,900	384,600	404,200	
	35	273,200	297,100	385,700	405,400	
	36	274,300	299,200	386,900	406,600	
	37	275,500	301,200	388,100	407,800	
	38	276,400	303,100	389,300	409,100	
	39	277,400	305,000	390,500	410,200	
	40	278,500	306,800	391,600	411,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	279,700	308,600	392,700	412,500	
	42	280,800	310,500	393,900	413,800	
	43	281,900	312,300	395,100	414,800	
	44	283,000	314,000	396,200	415,900	
	45	283,900	315,700	397,300	417,100	
	46	284,700	317,500	398,600	418,300	
	47	285,500	319,200	399,800	419,500	
	48	286,300	320,800	400,900	420,700	
	49	286,900	322,400	401,800	421,800	
	50	287,700	324,100	403,000	422,800	
	51	288,400	325,900	404,000	424,100	
	52	289,100	327,600	405,100	425,300	
	53	289,900	328,900	405,900	426,500	
	54	290,700	330,800	407,000	427,600	
	55	291,300	332,600	408,000	428,700	
	56	292,000	334,300	409,000	429,800	
	57	292,700	335,900	410,100	430,800	
	58	293,500	337,800	411,100	432,000	
	59	294,300	339,500	412,200	433,200	
	60	294,900	341,200	413,300	434,400	
	61	295,500	342,900	414,300	435,000	
	62	296,200	344,600	415,400	435,800	
	63	296,900	346,300	416,500	436,500	
	64	297,400	348,000	417,500	437,000	
	65	298,100	349,700	418,400	437,300	
	66	298,800	351,000	419,300	437,600	
	67	299,400	352,300	420,300	438,000	
	68	300,000	353,600	421,300	438,400	
	69	300,700	355,100	422,100	438,700	
	70	301,400	356,600	422,900	439,100	
	71	302,000	358,100	423,600	439,400	
	72	302,700	359,600	424,400	439,700	
	73	303,200	360,900	425,100	440,000	
	74	303,800	362,400	425,700	440,300	
	75	304,500	363,900	426,400	440,600	
	76	305,000	365,300	427,100	440,900	
	77	305,600	366,700	427,700	441,100	
	78	306,200	368,200	428,400	441,400	
	79	306,800	369,700	428,900	441,700	
	80	307,400	371,200	429,500	441,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	307,900	372,500	429,900	442,100	
	82	308,400	373,800	430,300	442,400	
	83	309,000	375,100	430,600	442,700	
	84	309,600	376,300	430,800	442,900	
	85	310,000	377,500	431,000	443,100	
	86	310,400	378,700	431,300	443,400	
	87	310,900	379,800	431,600	443,700	
	88	311,400	380,900	431,800	443,900	
	89	311,800	381,900	432,000	444,100	
	90	312,300	383,000	432,300		
	91	312,700	384,100	432,600		
	92	313,200	385,200	432,800		
	93	313,500	386,300	433,000		
	94	314,000	387,400	433,300		
	95	314,500	388,400	433,600		
	96	314,900	389,500	433,800		
	97	315,200	390,500	434,000		
	98	315,600	391,500	434,300		
	99	316,000	392,400	434,600		
	100	316,400	393,300	434,800		
	101	316,800	394,100	435,000		
	102	317,100	395,100	435,300		
	103	317,400	395,900	435,600		
	104	317,700	396,800	435,800		
	105	317,900	397,600	436,000		
	106	318,200	398,500			
	107	318,500	399,400			
	108	318,700	400,300			
	109	318,900	401,100			
	110	319,100	402,100			
	111	319,400	403,000			
	112	319,700	403,900			
	113	319,900	404,500			
	114	320,100	405,400			
	115	320,300	406,300			
	116	320,600	407,200			
	117	320,900	408,000			
	118	321,100	408,700			
	119	321,400	409,500			
	120	321,700	410,300			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	321,900	410,900			
	122	322,100	411,600			
	123	322,300	412,300			
	124	322,600	412,900			
	125	322,900	413,500			
	126		414,200			
	127		414,700			
	128		415,300			
	129		415,900			
	130		416,500			
	131		417,000			
	132		417,500			
	133		417,800			
	134		418,100			
	135		418,300			
	136		418,600			
	137		418,900			
	138		419,200			
	139		419,500			
	140		419,800			
	141		420,100			
	142		420,400			
	143		420,700			
	144		421,000			
	145		421,200			
	146		421,500			
	147		421,800			
	148		422,000			
	149		422,200			
	150		422,500			
	151		422,800			
	152		423,000			
	153		423,200			
	154		423,500			
	155		423,800			
	156		424,000			
	157		424,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 240,700	円 288,100	円 316,600	円 343,900	円 427,900

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	203,300	242,100	276,700	328,600	374,600
	2	205,400	243,400	277,500	330,000	376,300
	3	207,500	244,700	278,200	331,400	377,900
	4	209,600	246,000	279,000	332,800	379,500
	5	211,600	247,200	279,800	334,200	381,000
	6	213,600	248,300	280,600	335,800	382,600
	7	215,600	249,300	281,400	337,300	384,200
	8	217,400	250,200	282,100	338,800	385,800
	9	219,200	251,300	282,800	340,200	387,400
	10	221,100	252,400	283,600	341,800	389,400
	11	223,000	253,500	284,400	343,300	391,400
	12	225,100	254,700	285,200	344,800	393,400
	13	226,800	255,900	286,000	346,200	394,800
	14	228,800	257,100	286,800	347,800	396,500
	15	231,000	258,300	287,500	349,300	398,200
	16	233,100	259,400	288,300	350,800	399,900
	17	235,200	260,400	289,100	352,300	401,600
	18	236,300	261,400	289,900	353,900	403,100
	19	237,300	262,500	290,700	355,500	404,600
	20	238,400	263,500	291,400	357,000	406,100
	21	239,500	264,600	292,200	358,300	407,400
	22	240,300	265,500	293,100	359,800	408,700
	23	241,200	266,300	294,000	361,300	410,000
	24	242,000	267,100	294,700	362,800	411,100
	25	242,900	267,900	295,400	364,200	412,200
	26	243,800	268,700	296,300	365,700	413,300
	27	244,700	269,500	297,200	367,200	414,400
	28	245,600	270,300	297,900	368,600	415,500
	29	246,400	271,000	298,700	370,000	416,300
	30	247,200	271,800	299,700	371,600	417,100
	31	247,900	272,600	300,600	373,000	417,800
	32	248,700	273,400	301,600	374,500	418,600
	33	249,400	274,200	302,600	375,700	419,000
	34	250,000	275,000	303,700	376,800	419,600
	35	250,700	275,600	304,700	378,000	420,100
	36	251,400	276,400	305,600	379,100	420,500
	37	252,100	277,300	306,600	380,100	420,900
	38	252,700	278,100	307,600	380,900	421,100
	39	253,300	278,900	308,600	381,800	421,400
	40	253,900	279,600	309,600	382,900	421,700

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	254,500	280,300	310,500	383,900	422,000
	42	255,100	281,100	311,700	384,900	422,300
	43	255,700	281,900	312,800	385,900	422,600
	44	256,200	282,600	313,900	386,800	422,900
	45	256,600	283,300	314,900	387,600	423,100
	46	257,200	284,100	316,000	388,400	423,400
	47	257,600	284,900	317,100	389,300	423,700
	48	258,000	285,600	318,100	390,100	424,000
	49	258,400	286,300	319,200	390,600	424,200
	50	258,900	287,000	320,200	391,400	424,400
	51	259,400	287,600	321,300	392,200	424,700
	52	259,900	288,300	322,400	393,000	425,000
	53	260,200	289,000	323,400	393,400	425,200
	54	260,500	289,600	324,400	394,100	
	55	260,800	290,300	325,400	394,800	
	56	261,100	290,900	326,400	395,400	
	57	261,400	291,600	327,300	395,800	
	58	261,700	292,300	328,300	396,300	
	59	262,000	293,000	329,300	396,900	
	60	262,300	293,600	330,200	397,500	
	61	262,600	294,100	331,100	397,900	
	62	262,900	294,700	331,800	398,400	
	63	263,200	295,400	332,500	398,900	
	64	263,500	296,000	333,100	399,400	
	65	263,800	296,500	333,700	400,000	
	66	264,100	297,100	334,400	400,500	
	67	264,400	297,800	335,000	401,100	
	68	264,700	298,400	335,600	401,700	
	69	265,000	299,000	336,200	402,200	
	70	265,300	299,600	336,400	402,700	
	71	265,600	300,200	336,800	403,100	
	72	265,800	300,800	337,300	403,500	
	73	266,000	301,400	337,900	403,800	
	74	266,300	301,900	338,400	404,300	
	75	266,600	302,300	338,900	404,700	
	76	266,800	302,700	339,300	405,100	
	77	267,000	303,000	339,900	405,500	
	78	267,300	303,300	340,400		
	79	267,600	303,500	340,800		
	80	267,800	303,800	341,300		
	81	268,000	304,100	341,800		
	82	268,300	304,300	342,100		
	83	268,600	304,600	342,300		
	84	268,800	304,900	342,600		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	269,000	305,100	343,000		
	86		305,300	343,400		
	87		305,500	343,700		
	88		305,700	344,000		
	89		306,100	344,300		
	90		306,300	344,500		
	91		306,500	344,900		
	92		306,700	345,200		
	93		307,100	345,400		
	94		307,300	345,700		
	95		307,500	346,000		
	96		307,800	346,200		
	97		308,100	346,400		
	98		308,300	346,700		
	99		308,500	347,000		
	100		308,800	347,200		
	101		309,100	347,400		
	102		309,300	347,600		
	103		309,500	348,000		
	104		309,800	348,200		
定年前再任用短時間勤務職員	105		310,100	348,400		
	106			348,700		
	107			349,100		
	108			349,500		
	109			349,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 203,600	円 230,200	円 259,600	円 300,100	円 342,300

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別記第2

任期付研究員条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	430,000
2	493,000
3	558,000
4	644,000
5	748,000
6	853,000

任期付研究員条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	360,000
2	397,000
3	426,000

別記第3

任期付職員条例第4条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	407,000
2	457,000
3	510,000
4	576,000
5	657,000
6	767,000
7	895,000

参 考 資 料

目次

I 職員給与関係資料

令和7年人事統計調査の概要	71
第1表 総括表	73
第2表 給料表別、部局別職員数	74
第3表 給料表別、部局別平均給与月額	75
第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	76
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	78
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	100
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	112
第8表 扶養の状況	114
その1 扶養親族数別職員数	114
その2 扶養親族数	114
その3 扶養手当の状況	115
第9表 住居手当の状況	116
第10表 通勤手当の状況	117

II 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	119
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	121
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	122
第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	123
その1 公民給与比較の職種	
(1) 規模計	123
(2) 規模500人以上	126
(3) 規模100人以上500人未満	129
参 考	
行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	132
その2 その他の職種	133
第14表 初任給の改定状況	134
第15表 通勤手当の支給状況	134
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	134
その2 自動車使用者に対する通勤手当の支給月額	134
第16表 特別給の支給状況	135
第17表 給与改定の状況	135
第18表 定期昇給の実施状況	135
第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	136

Ⅲ 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法	137
第20表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）	137
その1 津市	137
その2 全国	137

Ⅳ 労働経済関係資料

第21表 労働経済指標	138
-------------	-----

Ⅴ 経年統計資料

第22表 部局別、給料表別職員数の状況	140
第23表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	142

I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

令和 7 年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

令和 7 年 4 月 1 日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年三重県条例第 31 号）、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び 1 年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。）を除く。）で令和 7 年 4 月 1 日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当ならびに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1 か月あたりの運賃等の月額及び家賃の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第 1 表から第 10 表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表 区分		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高等学校 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
職 員 数	男	3,179 人 66.1 %	2,625 87.6	140 77.3	31 73.8	64 39.8	29 22.8	1,580 55.3	3,438 44.3	— —	2 66.7	11,088 58.5
	女	1,632 人 33.9 %	370 12.4	41 22.7	11 26.2	97 60.2	98 77.2	1,276 44.7	4,329 55.7	— —	1 33.3	7,855 41.5
	計	4,811 人 100.0 %	2,995 100.0	181 100.0	42 100.0	161 100.0	127 100.0	2,856 100.0	7,767 100.0	— —	3 100.0	18,943 100.0
学 歴 構 成	大学	3,550 人 73.8 %	1,929 64.4	178 98.3	42 100.0	138 85.7	58 45.7	2,786 97.6	7,458 96.0	— —	3 100.0	16,142 85.2
	短大	404 人 8.4 %	153 5.1	3 1.7	— —	23 14.3	68 53.5	52 1.8	309 4.0	— —	— —	1,012 5.3
	高校	852 人 17.7 %	911 30.4	— —	— —	— —	1 0.8	18 0.6	— —	— —	— —	1,782 9.4
	中学	5 人 0.1 %	2 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	7 0.1
平均年齢		42.3 歳	39.7	43.0	42.5	43.6	41.2	44.6	40.7	—	47.2	41.6
平均経験 年 数		20.6 年	18.6	19.9	18.6	20.6	17.7	21.9	18.2	—	—	19.4
平均扶養 親 族 数		1.9 人	2.3	2.0	2.1	2.0	1.8	2.1	2.0	—	—	2.1
平均給与月額	給料	341,725 円	354,595	383,504	459,143	366,506	336,161	401,773	374,901	—	563,333	367,284
	扶養 手当	8,320 円	14,201	9,779	9,369	7,655	5,827	9,834	7,467	—	—	9,121
	地域 手当	17,197 円	17,583	18,724	79,926	17,867	16,238	19,510	18,283	—	26,477	18,206
	管理 職 手当	8,875 円	2,791	5,116	31,026	5,991	3,504	3,505	6,584	—	—	6,116
	その 他	6,364 円	5,107	9,022	310,360	10,669	6,293	6,111	6,133	—	—	6,767
	計	382,481 円	394,277	426,145	889,824	408,688	368,023	440,733	413,368	—	589,810	407,494

- (注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まない（第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第23表において同じ。）。
- 2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。
- 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない（第4表及び第23表において同じ。）。
- 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう（以下の表において同じ。）。
- 5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第24項又は「公立学校職員の給与に関する条例」附則第16項により給料月額が決定される職員（以下「給料月額7割措置の適用を受ける職員」という。）を除いた数値である（第2表から第10表まで（第5表及び第6表のうち、給料月額7割措置の適用を受ける職員の集計部分を除く。）、第22表及び第23表において同じ。）。
- 6 給料には次の額を含む（第3表、第4表及び第23表において同じ。）。
- ・給料の調整額・教職調整額
- 7 その他は、住居手当、単身赴任手当等である（第3表において同じ。）。

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

給料表 区 分		行 政 職	公 安 職	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	高 校 等 教 育 職	中 小 校 教 育 職	学 校 栄 養 職 員	特 定 任 期 付 職 員	計
知 事 部 局		3,453		162	42	161	127				3	3,948
警 察		329	2,995	19								3,343
教育委員会	事 務 局	251										251
	県 学 立 校	299						2,856	11			3,166
	市 町 学 立 校	400							7,756			8,156
議 会		34										34
選 挙 管 理 委 員 会		5										5
監 査 委 員		19										19
人 事 委 員 会		11										11
労 働 委 員 会		8										8
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		2										2
計		4,811	2,995	181	42	161	127	2,856	7,767	—	3	18,943
企 業 庁		161										161
病 院 事 業 庁		51			22	28	158					259
合 計		5,023	2,995	181	64	189	285	2,856	7,767	—	3	19,363

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区 分	職員 数	給料	扶養手当	地域手当	管理職 手当	その他	計
	部 局							
行政職	知 事 部 局	3,453	343,100	9,107	17,450	10,091	6,750	386,498
	各 種 委 員 会	330	368,731	11,039	18,677	11,571	5,493	415,511
	警 察	329	315,731	3,936	15,226	2,404	4,380	341,677
	小 計	4,112	342,967	8,848	17,370	9,595	6,460	385,240
	県 立 学 校	299	357,083	5,692	17,560	10,853	3,655	394,843
	市 町 立 学 校	400	317,478	4,851	15,149	—	7,397	344,875
	計	4,811	341,725	8,320	17,197	8,875	6,364	382,481
公安職	警 察	2,995	354,595	14,201	17,583	2,791	5,107	394,277
研究職	知 事 部 局	162	383,985	9,488	18,761	5,716	9,605	427,555
	警 察	19	379,400	12,263	18,408	—	4,053	414,124
	計	181	383,504	9,779	18,724	5,116	9,022	426,145
医療職(一)	知 事 部 局	42	459,143	9,369	79,926	31,026	310,360	889,824
医療職(二)	知 事 部 局	161	366,506	7,655	17,867	5,991	10,669	408,688
医療職(三)	知 事 部 局	127	336,161	5,827	16,238	3,504	6,293	368,023
高校等教育職	高 校	2,071	398,563	10,477	19,405	3,844	6,400	438,689
	特 別 支 援 学 校	785	410,242	8,138	19,786	2,610	5,349	446,125
	計	2,856	401,773	9,834	19,510	3,505	6,111	440,733
中小校教育職	中 学 校	2,703	375,877	8,328	18,332	5,843	6,787	415,167
	小 学 校	5,064	374,379	7,008	18,257	6,980	5,784	412,408
	計	7,767	374,901	7,467	18,283	6,584	6,133	413,368
学校栄養職員	県立・市町立学校	—	—	—	—	—	—	—
特定任期付職員	知 事 部 局	3	563,333	—	26,477	—	—	589,810
合 計		18,943	367,284	9,121	18,206	6,116	6,767	407,494

行政職	企 業 庁	161	355,730	11,329	17,667	8,845	5,729	399,300
	病 院 事 業 庁	51	351,541	8,275	17,257	7,353	5,960	390,386
医療職(一)		22	475,564	10,409	83,694	37,114	366,922	973,703
医療職(二)		28	359,207	11,536	17,517	1,968	5,660	395,888
医療職(三)		158	344,491	11,082	16,757	967	4,480	377,777

総 計		19,363	367,071	9,158	18,261	6,129	7,146	407,765
-----	--	--------	---------	-------	--------	-------	-------	---------

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行政職公	1	228,335 円	24.4 歳	3.2 年
	2	257,411	27.8	5.9
	3	302,305	35.7	13.4
	4	371,801	45.6	23.7
	5	397,966	52.4	31.0
	6	412,024	55.8	34.1
	7	440,297	56.9	34.4
	8	478,776	57.4	35.3
	9	534,694	57.9	35.3
	10	661,267	60.2	37.8
安職	計	341,725	42.3	20.6
	1	247,854	21.5	1.9
	2	284,591	27.7	6.9
	3	324,360	37.1	15.8
	4	376,907	43.2	21.7
	5	416,202	49.4	28.2
	6	429,336	49.3	28.0
	7	441,368	51.1	29.1
	8	460,520	54.4	34.4
	9	485,069	56.0	35.5
研究職	計	354,595	39.7	18.6
	1	—	—	—
	2	297,400	30.1	7.4
	3	378,354	41.5	18.0
	4	434,805	51.3	28.0
医療職(一)	5	468,095	55.9	32.9
	計	383,504	43.0	19.9
	1	360,308	30.5	7.1
	2	419,877	33.3	10.3
	3	526,433	55.2	30.7
医療職(二)	4	576,664	59.8	34.4
	計	459,143	42.5	18.6
	1	—	—	—
	2	247,244	27.5	3.9
	3	288,430	32.3	9.6
医療職(三)	4	360,786	42.4	19.0
	5	409,008	50.1	27.3
	6	451,423	55.5	32.7
	計	366,506	43.6	20.6
高等学校等教育職	1	—	—	—
	2	272,189	26.8	4.2
	3	303,509	36.8	12.5
	4	346,322	47.5	22.1
	5	385,428	50.2	27.4
中小学校教育職	6	433,193	56.4	33.4
	計	336,161	41.2	17.7
	1	303,937	35.7	12.6
	2	400,075	44.2	21.5
	特2	456,958	52.3	29.6
学校栄養職員	3	461,606	52.7	29.8
	4	484,997	56.6	34.0
	計	401,773	44.6	21.9
	1	279,062	28.5	5.5
	2	364,113	38.5	16.1
特定任期付職員	特2	428,481	47.6	24.9
	3	434,803	52.4	29.6
	4	451,559	56.9	34.5
	計	374,901	40.7	18.2
合	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	—	—	—
	5	—	—	—
計	計	—	—	—
	特定任期付職員	563,333	47.2	—
	合	367,284	41.6	19.4

給料表		区分 級	平均給料	平均年齢	平均経験年数
行政	企業	1	225,117	24.3	3.8
		2	259,474	28.2	6.4
		3	300,495	34.3	12.1
		4	370,663	44.4	23.1
		5	397,832	51.5	30.3
		6	412,879	55.5	33.5
		7	438,450	58.2	36.3
		8	471,600	56.0	34.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
	計		355,730	44.2	22.7
職	病院	1	244,733	29.8	6.8
		2	260,150	28.7	6.7
		3	302,245	36.1	12.3
		4	362,186	42.2	19.5
		5	397,456	53.1	30.9
		6	411,820	56.1	33.7
		7	439,400	58.0	35.0
		8	476,300	57.0	34.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
	計		351,541	44.3	21.6
医療職(一)	事業	1	354,757	33.6	6.4
		2	427,000	36.0	12.0
		3	515,717	48.7	24.7
		4	575,829	57.5	31.5
		計	475,564	45.5	19.9
医療職(二)	業	1	—	—	—
		2	263,800	33.1	7.5
		3	290,650	33.5	11.5
		4	358,056	44.6	21.5
		5	409,925	49.3	28.0
		6	452,333	56.5	33.5
	計		359,207	44.2	21.1
医療職(三)	庁	1	—	—	—
		2	282,660	32.9	9.5
		3	301,261	36.9	11.8
		4	343,545	46.1	20.0
		5	381,576	50.5	25.4
		6	429,186	55.1	32.4
	計		344,491	44.6	19.5
総計			367,071	41.7	19.5

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3								4		
4						1		9	2	
5								15	5	2
6			4					4	10	
7		6	1			1		1	1	
8		3	6							
9	28	12	9							
10		2	16			1				
11	1	15	10							
12		5	19							
13	21	98	18							
14		21	25							
15	2	19	29				11			
16		3	25	2						
17	37	77	17			1	27			
18		27	47				7			
19	4	28	30				9			
20		4	26	3			16			
21	24	57	10	2			4			
22	1	29	27				6			
23	7	23	21	2			6			
24	1	4	19	3			3			
25	24	48	15	2			5			
26	1	23	40	6			2			
27	8	19	25				2			
28		3	27	2			2			
29	99	26	10	5			2			
30	3	14	37	4			2			
31	18	4	25	2	1		1			
32	1	2	15	6						
33	81	4	14	4						
34	11	1	40	8		1				
35	23	1	24	6						
36	4	1	22	35						
37	91	1	11	17						
38	12		17	16	1	4	1			
39	4		8	14	2	4				
40	2		35	25		1				
41	10	1	21	16		22				
42			14	18	1	19				
43	2		8	10	4	23				
44	1	1	11	28		35				
45	4		17	14	3	118	4			
46			14	18	4	104				
47			11	12	1	44				
48	1		32	36	2	22				
49	2		28	14	2	50				
50			10	13	4	17				
51	1	1	6	10	5	31				
52			15	14	3	30				
53	7		11	17	5	17				
54			6	12	8	13				
55			2	8	11	14				
56	1		5	20	8	19				
57			1	14	12	7				
58			1	14	15	10				
59			1	5	20	9				
60			1	18	14	5				
61	2		1	9	12	5				
62				9	33	3				
63	1		1	9	22	2				
64		1	1	15	17	3				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65	1	1		10	17	1				
66				6	25	3				
67			1	7	35	2				
68				11	30					
69	3		1	4	21					
70		1		8	33					
71	1		1	5	34					
72				8	33					
73	6			3	34	20				
74			1	3	28					
75				3	18					
76			1	6	42					
77	3			3	14					
78			1	5	37					
79			1	4	16					
80				4	34					
81	3		1	2	19					
82				4	33					
83				5	16					
84			1	4	35					
85				120	358					
86										
87			1							
88										
89										
90										
91										
92										
93	8									
94										
95			1							
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104			1							
105										
106										
107			1							
108										
109			14							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
特										1
計	565	587	969	742	1,122	662	110	33	18	3
									合計	4,811

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									5
4									1
5							1		6
6									1
7	28						1		
8							1		
9	1								
10							1		
11									
12									
13	26		1						
14									
15	3		1						
16									
17	19			1					
18			1						
19	5	5	1						
20									
21	53	61	1	2					
22									
23	6	13	2			1			
24	1	2							
25	12	43	5	2	1				
26	1	1			1				
27	3	10	3	1	2				
28	1	2							
29	3	39	7	5	4			2	
30		1						1	
31		15	8	1	4			1	
32		6	1		2			5	
33	1	35	14	10	2				
34	1	1						2	
35		18	8	3	2			3	
36					1				
37	1	26	13	6	5	1			
38		4		1	1				
39		21	10	12	3	1		2	
40		3	1	3	1				
41	1	38	23	10	3	1		2	
42		4			1	1			
43		17	12	7	5		3		
44		2	2		2		9	1	
45		17	21	11	3		4	1	
46		5	2	3	4		1		
47		18	26	9	11		2		
48		1	2	1	7	1			
49	1	19	19	10	5	5	6		
50		4	5	4	5	1	6		
51		12	14	20	5	1	2		
52		5	5	2	5	1	4		
53		14	24	21	7		3		
54			2	5	4	3	1		
55		4	14	24	9	4	1		
56		3	7	14	6	1	2		
57		3	22	14	5	1	4		
58			5	7	8	2	7		
59		2	19	22	8	2	2		
60		3	3	10	6	1	2		
61		4	15	15	16	2	3		
62			3	6	10	3	1		
63		3	19	16	10	6	1		
64			5	4	7	2			
65		1	15	25	18	4	1		
66			4	9	11	2			
67		1	23	20	12	2	3		
68		1	3	7	10	6			
69		2	18	11	9	2			
70			7	10	9	3	1		
71		1	13	29	5	1			
72		1	2	16	9	1			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73		2	11	16	13	3			
74			9	11	4				
75		1	12	15	9	8			
76			9	10	7	5			
77		3	10	17	5	1			
78			5	11	2	3			
79		2	12	15	6	7			
80			4	13	8	1			
81			13	17	10	3			
82			3	11	15	4			
83			10	21	5	5			
84			1	19	8	1			
85			3	8	168	30			
86			6	11					
87			5	18					
88			3	10					
89			7	18					
90		1	4	12					
91			6	18					
92			3	9					
93			5	7					
94		1	5	11					
95			3	8					
96			6	4					
97			2	10					
98			3	11					
99			8	5					
100			4	16					
101			4	6					
102			2	10					
103			2	3					
104			2	2					
105			2	6					
106			1	7					
107			2	4					
108			1	1					
109			1	1					
110			1	5					
111				8					
112			3	8					
113			1	5					
114				6					
115			2	3					
116				7					
117				2					
118			1	2					
119				2					
120				5					
121			3	47					
122			2						
123									
124			2						
125			2						
126			2						
127			1						
128			2						
129									
130			1						
131			1						
132			1						
133			3						
134			1						
135									
136			1						
137			2						
138			2						
139									
140									
141			5						
142									
143									
144									
145									
計	167	501	659	901	524	133	77	20	13
								合計	2,995

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9		1			
10		1			
11			1		
12					
13		5			
14		2			1
15		1			
16					
17		4			
18		1			2
19					
20					
21			2		2
22		1	4	1	2
23			2		3
24			1	1	
25		4	1		
26			2		
27			1	2	
28			1	1	1
29		3			1
30					1
31		1	1	2	
32				2	1
33		1	1	1	
34		1	1		1
35		2		1	
36			1	1	2
37		1	1	1	2
38		2		2	1
39		1	2	1	1
40		1		2	2
41		1		2	14
42		1	1		
43		1	1		
44		2	3		
45		1	1		
46		1	1		
47		1	2	1	
48					
49		1	1	1	
50		2		1	
51					
52		1	4		
53			2	15	
54		2			
55			1		
56			2		
57		1	1		
58		1	2		
59					
60			1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61		2			
62		3			
63			1		
64					
65			1		
66		1			
67			1		
68					
69					
70					
71					
72			1		
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		56	50	38	37
				合 計	181

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				1
4				1
5		3		1
6		6		5
7				2
8				
9				1
10				
11				
12		1		
13	2			
14		1		
15				
16		1		
17	2			
18				
19				
20		1		
21	3			
22				
23				
24				
25	2			
26				
27				
28				
29	1			
30			1	
31				
32				
33			1	
34			1	
35				
36				
37	1			
38				
39				
40				
41	1			
42				
43				
44				

級 号給	1級	2級	3級	4級
45				
46			1	
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59			1	
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	12	13	6	11
			合 計	42

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5		7				
6						
7						
8						
9		2	1			
10				1		
11						
12				1		
13			4	1		
14			1			
15			1	1	1	
16						
17		2		1		2
18			1		1	
19				1		
20			1	1	1	1
21				5		
22			2	2	1	
23			1	2		
24				1		
25		2		2		
26						1
27			1			
28		1		2	1	1
29			1	2	1	
30					2	1
31			2		2	
32					2	
33			3	2		
34			4		1	1
35			1	2	1	1
36				2		
37			1	2	1	27
38			1	2	1	
39					2	
40			1	3		
41						
42					3	
43						
44			1		1	
45				2		
46			2	1	2	
47						
48				1	1	
49		1				
50					1	
51						
52						
53		1			10	
54						
55				1		
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57				1		
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65				1		
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計		16	30	44	36	35
					合 計	161

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13		5	1			
14						
15						
16					1	
17		2				
18						
19						
20		2	1			
21		7	1	1		
22			1			
23						
24		1				
25		2	1	1	1	
26		2	2	2		
27						
28		2				
29		4	1			
30			3			1
31			1			
32			1		1	
33		5	1	2		
34			2	1		1
35				1		
36					1	
37						1
38		1	2			
39		1			1	1
40				1		1
41			1			
42						
43			1			
44					1	
45						1
46					1	
47						1
48			1		1	
49						
50			1		2	
51						1
52						
53					1	
54						2
55						
56				1		
57				1		5
58					3	
59					1	
60				1	1	
61						
62		1				
63						
64						
65				1		
66				1		
67						
68						
69					1	
70			1		1	
71				1	1	
72					1	
73				1		
74				1		
75						
76						
77						
78						
79						
80				1		
81				1	1	
82				1		
83		1				
84				1	3	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85					5	
86						
87				1		
88				1		
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		37	23	23	29	15
					合 計	127

高等学校等教育職給料表
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		15			
6					
7					
8					
9		20			
10					2
11		2			
12					2
13		26			3
14					
15		2			5
16					3
17		30			1
18					6
19		4			6
20					4
21		29			7
22					2
23		4			4
24					2
25	4	39			2
26					3
27		5			2
28		1			3
29	7	34			11
30		4			
31		3			
32	1	4			
33	1	35		1	
34		1			
35	1	9			
36		5		2	
37	4	31		1	
38		3			
39		8			
40		5		3	
41	3	33		2	
42		5		1	
43		10		3	
44		5		2	
45	2	28		3	
46		3		10	
47		7		2	
48		5		6	
49	2	36		3	
50	1	5		1	
51		13		2	
52		7		7	
53	2	30		5	
54	1	2		2	
55	1	9	1	5	
56	1	20		5	
57	1	34		3	
58		6		5	
59	1	9		2	
60		23		3	
61	2	31		2	
62	1	11		1	
63		10			
64		28		2	
65	4	23	1	1	
66		13		1	
67		13		3	
68		35		2	
69	2	20	1	6	
70		18	2		
71	1	12			
72		43			
73		7	1		
74		15	2		
75	4	10	1		
76		41			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77		14			
78	2	14	1		
79	1	9	1		
80	2	15	2		
81	1	12	4		
82	3	14	1		
83	4	8	4		
84	1	33	2		
85	1	7	3		
86	1	20			
87	1	15			
88	1	20	2		
89	3	7			
90		11	1		
91	2	19	1		
92	2	23			
93	3	15			
94	2	20	1		
95	2	13			
96		32			
97	3	12			
98		17			
99	1	4			
100	1	22			
101		10			
102		12			
103	2	15	1		
104	1	22			
105		21	3		
106		19			
107		17			
108	1	26			
109		20			
110		29			
111		16			
112		22			
113		13			
114		40			
115		8			
116		15			
117		21			
118		40			
119		7			
120	1	23			
121		14			
122		24			
123		14			
124		25			
125		16			
126		28			
127		24			
128	1	21			
129		11			
130		34			
131		20			
132		18			
133	1	12			
134		30			
135		12			
136		29			
137		27			
138		41			
139		35			
140	1	56			
141		38			
142		82			
143		38			
144		48			
145		154			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	93	2,562	36	97	68
				合 計	2,856

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
1					1
2					
3					
4					3
5					14
6					17
7					45
8					16
9					42
10					43
11		1			41
12					40
13					37
14					29
15					22
16					19
17		132			22
18					16
19					14
20			1		16
21		198			9
22					13
23		10			5
24					3
25	17	192			3
26		1			2
27		14			4
28		1			2
29	13	204			
30			1		
31	1	14			
32		3			
33	6	230			
34		4			
35		22			
36		9	1		
37	3	199		1	
38		4	1		
39		13			
40		6	4		
41	3	119			
42		6			
43		13			
44		20			
45	2	162			
46		10	2		
47		28	1	1	
48		20	2		
49	3	190			
50		13		1	
51	1	44	1	2	
52		20	4	1	
53	3	167	2	6	
54		21	3	6	
55		37	1	3	
56		19	7	6	
57	2	180	2	3	
58		19	3	16	
59		33	2	10	
60		14	7	8	
61	2	183	1	12	
62		23	3	7	
63		37	1	6	
64		15	5	13	
65	3	102	1	41	
66		19	1	21	
67		28		22	
68		64	2	34	
69	1	95	4	18	
70		22	6	22	
71	1	31	1	25	
72		83	4	13	
73	1	80	2	21	
74		21	6	30	
75		24	8	18	
76		90	5	17	
77	3	63	3	17	
78		28	9	21	
79		24	7	11	
80		107	10	17	

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
81	1	35	3	11	
82		47	1	7	
83		24	8	6	
84		106	8	7	
85		32	4	1	
86		48	3	3	
87		27	3	3	
88		76	2	4	
89		28	4	9	
90		25	5		
91		17	2		
92		32	4		
93		20	2		
94		30	1		
95		18	4		
96		72	2		
97		22	2		
98		30	3		
99		18			
100		74	3		
101	1	30			
102		40	2		
103		19			
104		82	2		
105	1	18			
106		38			
107		34			
108		57			
109		25			
110		42			
111		22			
112		55			
113		26			
114		28			
115		24			
116		39			
117		27			
118		57			
119		26			
120		33			
121		21			
122		44			
123		16			
124		33			
125		19			
126		43			
127		24			
128		21			
129		15			
130		39			
131		14			
132		28			
133		24			
134		19			
135		16			
136		28			
137		18			
138		36			
139		16			
140		34			
141		17			
142		31			
143		14			
144		19			
145		17			
146		24			
147		20			
148		35			
149		27			
150		67			
151		52			
152		67			
153		81			
154		98			
155		82			
156		88			
157		247			
計	68	6,528	192	501	478
				合 計	7,767

学校栄養職員給料表

(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計					
				合 計	

特定任期付職員

(高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	
1	
2	
3	1
4	1
5	1
6	
7	
計	3

(注)学校栄養職員給料表の適用者は0であるため、すべて空欄となっている。(第6表において同じ。)

行政職給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4									1		
5											
6											
7											
8											
9		2									
10											
11				2							
12											
13		1	3								
14				2							
15			1	1							
16											
17		1	3						1		
18			2	2					2		
19											
20				1							
21			2								
22			1								
23				1					2		
24											
25			2								
26				1							
27											
28											
29		1	2								
30			1	1	1						
31											
32					1						
33		2									
34				1							
35		1	1								
36					1						
37		2	1	1	1						
38											
39				1	1						
40											
41				1							
42											
43						1					
44					3						
45				1			7				
46				1	2		2				
47							1				
48				1	2						
49		1			1		1				
50				1	1						
51											
52					1		2				
53				1		1					
54						1					
55							1				
56					2	1					
57		1									
58						1	1				
59							1				
60						1	1				
61						2					
62						3					
63					2	1					
64					2						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				1		1				
66				2	2					
67						1				
68				1						
69					1					
70				1	7					
71										
72					1					
73					1					
74					2					
75					2					
76					2					
77										
78					2					
79					1					
80					4					
81										
82					1					
83					1					
84										
85				1	18					
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
特										
計	12	19	20	27	57	19	6	1		
									合計	161

行政職給料表（病院事業庁）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4								1		
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13		2								
14										
15										
16			1							
17							1			
18			1							
19		1								
20										
21		1								
22			1							
23							1			
24										
25										
26			1							
27										
28										
29										
30										
31			1							
32				1						
33	1		1							
34										
35		1								
36										
37		1								
38			1	1						
39			2							
40			2	1						
41				2						
42						1				
43										
44				1						
45						1				
46					1	1				
47										
48										
49										
50										
51						1				
52						1				
53										
54					1					
55										
56										
57	1									
58				1						
59										
60										
61	1									
62										
63										
64										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65										
66					1					
67					1					
68										
69										
70					1					
71										
72					2					
73					1					
74					1					
75										
76										
77										
78					1					
79					1					
80					1					
81										
82										
83										
84										
85					4					
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
特										
計	3	6	11	7	16	5	2	1		
									合計	51

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				5
6				1
7				
8				
9				1
10		1		
11				
12				
13	1			
14				
15		1		
16				
17	1			
18				
19				
20				
21	3			
22				
23				
24				
25	2			
26			1	
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33			1	
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42			2	
43				
44				

級 号給	1級	2級	3級	4級
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	7	2	6	7
			合 計	22

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7				1		
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16				1		
17						
18						
19				1		
20						
21						
22						
23						
24						
25		1				
26			1	1		
27		1	1	1		
28						
29						
30		1	1			
31				1		
32					1	1
33		1				
34					1	
35						
36				1		
37						5
38				2		
39						
40			1		1	
41						
42						
43						
44						
45						
46					1	
47						
48						
49		1				
50						
51				1		
52						
53						
54						
55						
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計		5	4	9	4	6
					合 計	28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		3	2			
14						
15						
16						
17		1	1			
18						
19						
20					1	
21						
22			2			
23						
24			1			
25			1		1	
26				1	1	1
27					1	
28			2	1	1	
29		2	1			1
30			2	1		
31			1			1
32					1	
33		5	1	1	1	1
34			1	2		
35		2	1	2		
36		2	1	3		1
37		1	1	1		
38		1	1	2		
39				1		
40			2		1	1
41				4	1	
42						1
43				2		1
44				1	2	
45			1			
46		1		2	2	
47					1	
48				2	1	1
49		1			2	
50			1			
51					1	
52					2	
53					1	1
54				7		
55					1	
56				1		
57						4
58				1	1	
59				2		
60				1	1	
61		1		3		
62				2		
63		2		1		
64						
65				1		
66				1	1	
67				1		
68		1				
69				1		
70				1		
71				2		
72					1	
73						
74						
75				1		
76				1	2	
77				1	1	
78		1		1		
79				1		
80					1	
81						
82					1	
83					1	
84				1	1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85					5	
86				1		
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97		1				
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		25	23	58	38	14
合 計						158

給料月額7割措置の適用を受ける職員

給料表 \ 級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	99				1	2	96					
公安職	13					8	5					
研究職	5					5						
医療職（一）	—											
医療職（二）	2						2					
医療職（三）	3						3					
高等学校等教育職	107	1	105			1						
中学校・小学校教育職	138		132			6						
学校栄養職員	—											
合計	367											

行政職（企業庁）	2						2					
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	6				1	3	2					

総計	375
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

暫定再任用職員（フルタイム勤務の職員）

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	203				203							
公安職	7					1	6					
研究職	10				10							
医療職（一）	—											
医療職（二）	1					1						
医療職（三）	—											
高等学校等教育職	261	17	244									
中学校・小学校教育職	200		200									
学校栄養職員	—											
合計	682											

行政職（企業庁）	2				2							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	5				5							

総計	689
----	-----

暫定再任用職員（短時間勤務の職員）及び定年前再任用短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	45				45							
公安職	31				1	8	22					
研究職	—											
医療職（一）	—											
医療職（二）	1					1						
医療職（三）	5						5					
高等学校等教育職	112	4	108									
中学校・小学校教育職	418		418									
学校栄養職員	—											
合計	612											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	—											

総計	613
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	27										27
19	21										21
20	40										40
21	32										32
22	105										105
23	114										114
24	122										122
25	31	112									143
26	23	137									160
27	5	114									119
28	2	95				1					98
29	4	97									101
30	2	10	84								96
31	5	4	91								100
32	4	2	87								93
33	1	4	88			1					94
34	2	2	83			1					88
35	2	2	91								95
36	3		122	1							126
37			114			1					115
38	3	1	91	1							96
39	2		44	50							96
40	2		24	59							85
41		2	3	81	1						87
42	4		5	87			1				97
43			5	63	6						74
44			7	62	6						75
45	1	2	7	47	14						71
46			5	63	30	1					99
47	1		6	29	76						112
48			2	26	93						121
49				32	87	5					124
50				15	101	12					128
51			1	28	115	23	1				168
52				29	99	37			1		166
53			1	12	136	51	6				206
54			3	15	79	93	12				202
55		1	1	14	71	99	16	6			208
56		2	2	8	65	97	16	9	1		200
57				5	64	89	20	6	6		190
58			2	9	40	74	18	6	7		156
59	1			5	39	77	18	6	3	1	150
60										2	2
61～	6			1			2				9
計	565	587	969	742	1,122	662	110	33	18	3	4,811

公安職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	26									26
19	25									25
20	23									23
21	14									14
22	56									56
23	9	66								75
24	5	58	1							64
25	3	53	5							61
26	1	57	2							60
27	2	59	16							77
28	2	53	16							71
29		45	24	1						70
30		47	24	1			1			73
31		24	40	7						71
32		5	47	8			1			61
33	1	6	53	16						76
34		6	51	16						73
35		6	36	33	1		1			77
36		5	40	46	2					93
37		4	64	40	4					112
38		4	36	64	7	1				112
39		1	31	53	12	1	1			99
40			27	59	17	2				105
41			14	66	15	2				97
42		1	29	57	22	3				112
43			14	67	20	13				114
44		1	12	73	30	8	1			125
45			20	36	29	6	3			94
46			12	51	22	12	4			101
47			6	38	36	11	3			94
48			4	27	27	4	7			69
49			4	19	28	9	8	2		70
50			3	25	49	16	6	1		100
51			6	12	25	8	10	3		64
52			8	28	31	8	7	2		84
53			3	9	31	5	2	1	2	53
54			2	11	22	3	5	3	4	50
55			2	9	7	7	1	2	2	30
56			4	7	21	3	3	2	1	41
57			2	6	33	2	5			48
58			1	4	12	2	4	1	2	26
59				12	21	7	4	3	2	49
60										
61～										
計	167	501	659	901	524	133	77	20	13	2,995

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23		2				2
24		6				6
25		5				5
26		2				2
27		7				7
28		3				3
29		3				3
30		3				3
31		3				3
32		4				4
33		5				5
34		4				4
35		8				8
36			5			5
37			7			7
38		1	2			3
39			2			2
40			2			2
41			7			7
42			10			10
43			4			4
44			4			4
45			2	1		3
46			3			3
47			1	5		6
48				3	1	4
49			1	6		7
50				5	1	6
51				3	1	4
52				1	1	2
53				8	5	13
54				2	2	4
55				1	4	5
56				2	5	7
57					11	11
58				1	4	5
59					2	2
60						
61～						
計		56	50	38	37	181

医療職給料表（一）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	2				2
28	3				3
29	2				2
30	1	2			3
31		2			2
32		4			4
33					
34	1	2			3
35					
36	1	3			4
37					
38	1				1
39					
40					
41					
42					
43			1		1
44					
45					
46					
47			1	1	2
48			1	1	2
49					
50					
51				1	1
52					
53					
54					
55					
56				1	1
57					
58					
59					
60					
61～			3	7	10
計	12	13	6	11	42

医療職給料表（二）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		5					5
23		2					2
24		2					2
25							
26		2					2
27			4				4
28			3				3
29			1				1
30		1	4				5
31			1				1
32			5				5
33		1	4				5
34							
35			4				4
36		2	1				3
37			1	4			5
38			2	6			8
39				4			4
40				5			5
41		1		4			5
42				5			5
43				5	3		8
44				2	1		3
45				2	1		3
46				1	3		4
47				1	1		2
48				1	5		6
49					6	1	7
50				1	3	3	7
51				3	1	2	6
52					2	3	5
53					5	1	6
54					2	4	6
55					1	3	4
56						5	5
57					1	4	5
58						5	5
59					1	4	5
60							
61～							
計		16	30	44	36	35	161

医療職給料表（三）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		5					5
23		2					2
24		7					7
25		3					3
26		8					8
27		5					5
28			1				1
29		4					4
30			3				3
31			1				1
32		1	3				4
33			2				2
34			3	2			5
35			1	1			2
36			1		1		2
37		1					1
38			1				1
39				1	1		2
40			2				2
41			1	2			3
42			1				1
43			1				1
44				1	3		4
45					1		1
46		1		2	2		5
47				1	2		3
48			1	1	2		4
49				2	3		5
50				2	1		3
51				3	2		5
52				2	2	1	5
53					3	2	5
54						3	3
55					1		1
56				1		2	3
57				2	2	2	6
58						2	2
59			1		3	3	7
60							
61～							
計		37	23	23	29	15	127

高等学校等教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	3	15				18
23	8	17				25
24		32				32
25	5	31				36
26	5	34				39
27	1	42				43
28		47				47
29	5	54				59
30	1	47				48
31	4	45				49
32	5	59				64
33	1	55				56
34	3	67				70
35	1	73				74
36	8	81				89
37	4	79				83
38	8	74				82
39	8	88				96
40	2	57				59
41	2	68				70
42	2	61				63
43	5	72				77
44		61	2			63
45	2	84	2	2		90
46	1	66	1	2		70
47		80	3	4		87
48	2	88	5	6		101
49		93	1	9		103
50	1	94	3	9		107
51	1	78		11		90
52		97	1	9	3	110
53	2	91	3	12	9	117
54	1	76	1	9	9	96
55	1	81	2	6	6	96
56	1	84	5	5	9	104
57		96	3	4	8	111
58		98	1	4	7	110
59		97	3	5	17	122
60						
61～						
計	93	2,562	36	97	68	2,856

中学校・小学校教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	16	129				145
23	13	199				212
24	7	214				221
25	2	212				214
26	3	244				247
27	3	225				228
28	2	216				218
29	1	256				257
30	2	236				238
31	3	252				255
32	1	259				260
33	3	238	1			242
34	1	236				237
35	3	227				230
36		201	1			202
37		222	1			223
38	1	173	5			179
39		163	3			166
40	1	152	5			158
41	1	164	14			179
42		159	10			169
43		155	11			166
44		147	11	2		160
45	1	126	11	6		144
46	1	132	21	26		180
47	1	125	22	23		171
48		106	9	34		149
49		111	8	39		158
50		120	9	49	6	184
51		90	7	47	7	151
52		126	12	64	8	210
53	1	112	5	53	31	202
54		128	7	49	41	225
55		128	3	32	57	220
56		146	2	29	65	242
57		159	7	16	95	277
58		121	4	14	84	223
59	1	119	3	18	84	225
60						
61～						
計	68	6,528	192	501	478	7,767

学校栄養職員給料表

特定任期付
職員

合 計

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61～						
計						

年齢	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	1
36	1
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61～	1
計	3

年 齢	人 員
18	53
19	46
20	63
21	46
22	334
23	432
24	454
25	462
26	519
27	485
28	444
29	497
30	469
31	482
32	495
33	480
34	480
35	491
36	525
37	546
38	482
39	465
40	416
41	448
42	457
43	445
44	434
45	406
46	462
47	477
48	456
49	474
50	535
51	489
52	582
53	602
54	586
55	564
56	603
57	648
58	527
59	560
60	2
61～	20
計	18, 943

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	1										1
19	2										2
20	1										1
21											
22											
23	2										2
24	3										3
25		3									3
26		4									4
27		5									5
28	1	1									2
29	1	3									4
30			4								4
31			2								2
32		1	3								4
33		2	1								3
34	1		1								2
35			1								1
36			3								3
37			2								2
38			3								3
39				3							3
40											
41				4							4
42				3							3
43				3							3
44				3							3
45				1	1						2
46				7	2						9
47				1	6						7
48				1	5						6
49					6						6
50					8						8
51					9						9
52					4	2					6
53					1	2					3
54					3	4					7
55				1	4	4	1				10
56					3	3		1			7
57					4	2					6
58					1	1	4				6
59						1	1				2
60											
61～											
計	12	19	20	27	57	19	6	1			161

行政職給料表（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22											
23	1										1
24											
25		1									1
26		1									1
27		2									2
28											
29											
30											
31		1									1
32	1		1								2
33	1	1	1								3
34			1								1
35			2								2
36			1								1
37			3								3
38			2								2
39											
40				2							2
41				2							2
42				2							2
43											
44					1						1
45											
46				1							1
47					1						1
48											
49					1						1
50											
51					3						3
52					2	1					3
53					2						2
54						2					2
55					2						2
56					1		1				2
57					2			1			3
58					1						1
59						2	1				3
60											
61～											
計	3	6	11	7	16	5	2	1			51

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27	1				1
28	1				1
29	1				1
30	1				1
31					
32					
33					
34		1			1
35					
36	1				1
37	1	1			2
38					
39					
40					
41					
42					
43			1		1
44					
45	1		2		3
46					
47			1		1
48			1		1
49				1	1
50					
51				1	1
52				1	1
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59				1	1
60				1	1
61～			1	2	3
計	7	2	6	7	22

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26		1					1
27							
28							
29							
30		1					1
31		1	1				2
32		1	1				2
33			1				1
34							
35							
36			1				1
37							
38							
39				1			1
40							
41				1			1
42							
43				3			3
44		1		2			3
45							
46							
47				1			1
48					2		2
49					1		1
50					1		1
51							
52							
53				1		2	3
54							
55						1	1
56							
57						1	1
58							
59						2	2
60							
61～							
計		5	4	9	4	6	28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23		2					2
24							
25							
26		2					2
27		4					4
28		4	1				5
29							
30		1	2				3
31			1				1
32							
33		1	3				4
34			3				3
35			2				2
36		1	1	3			5
37		1	1				2
38			3	1			4
39		2	1	3	1		7
40				3	2		5
41		1	2	3			6
42				3			3
43			1	3	2		6
44				6	1		7
45		2		2	4		8
46				5			5
47			1	4	1	1	7
48				6	3		9
49		1		4	2	2	9
50			1	2	3		6
51				2		1	3
52				1	3		4
53				3	6	1	10
54				3	3		6
55		1		1	1	2	5
56					3	1	4
57					1	2	3
58					1		1
59					1	4	5
60							
61～							
計		25	23	58	38	14	158

総 計

年 齢	人 員
18	54
19	48
20	64
21	46
22	336
23	437
24	457
25	466
26	527
27	497
28	452
29	502
30	478
31	488
32	503
33	491
34	487
35	496
36	536
37	555
38	491
39	476
40	423
41	461
42	465
43	458
44	448
45	419
46	477
47	494
48	474
49	492
50	550
51	505
52	596
53	620
54	601
55	582
56	616
57	661
58	535
59	573
60	3
61～	23
計	19,363

給料月額7割措置の適用を受ける職員

給料表 \ 年齢	計	60	61	62	63	64
行政職	99	99				
公安職	13	13				
研究職	5	5				
医療職（一）	—					
医療職（二）	2	2				
医療職（三）	3	3				
高等学校等教育職	107	107				
中学校・小学校教育職	138	138				
学校栄養職員	—					
合計	367	367	—	—	—	—
行政職（企業庁）	2	2				
行政職（病院事業庁）	—					
医療職（一）（病院事業庁）	—					
医療職（二）（病院事業庁）	—					
医療職（三）（病院事業庁）	6	6				
総計	375	375	—	—	—	—

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

暫定再任用職員（フルタイム勤務の職員）

給料表 \ 年齢	計	60	61	62	63	64
行政職	203		74	44	43	42
公安職	7		3	1		3
研究職	10		3	5		2
医療職（一）	—					
医療職（二）	1					1
医療職（三）	—					
高等学校等教育職	261		71	75	62	53
中学校・小学校教育職	200		82	48	45	25
学校栄養職員	—					
合計	682	—	233	173	150	126

行政職（企業庁）	2			1	1	
行政職（病院事業庁）	—					
医療職（一）（病院事業庁）	—					
医療職（二）（病院事業庁）	—					
医療職（三）（病院事業庁）	5		2	1	1	1
総計	689	—	235	175	152	127

暫定再任用職員（短時間勤務の職員）及び定年前再任用短時間勤務職員

給料表 \ 年齢	計	60	61	62	63	64
行政職	45	6	11	11	4	13
公安職	31	9	15	2	1	4
研究職	—					
医療職（一）	—					
医療職（二）	1					1
医療職（三）	5	1	2			2
高等学校等教育職	112	8	19	35	33	17
中学校・小学校教育職	418	50	82	103	91	92
学校栄養職員	—					
合計	612	74	129	151	129	129

行政職（企業庁）	1			1		
行政職（病院事業庁）	—					
医療職（一）（病院事業庁）	—					
医療職（二）（病院事業庁）	—					
医療職（三）（病院事業庁）	—					
総計	613	74	129	152	129	129

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
政 行	1	340	76	149		565
	2	503	30	53	1	587
	3	821	67	80	1	969
	4	514	88	139	1	742
	5	715	111	295	1	1,122
	6	503	27	131	1	662
	7	104	2	4		110
	8	30	2	1		33
	9	17	1			18
	10	3				3
職 計		3,550	404	852	5	4,811
公 安	1	47	7	113		167
	2	315	16	169	1	501
	3	434	38	187		659
	4	618	64	218	1	901
	5	350	22	152		524
	6	96	2	35		133
	7	52	4	21		77
	8	10		10		20
	9	7		6		13
職 計		1,929	153	911	2	2,995
研 究	1					—
	2	56				56
	3	49	1			50
	4	36	2			38
	5	37				37
職 計		178	3	—	—	181
医 療 職 (一)	1	12				12
	2	13				13
	3	6				6
	4	11				11
	計	42	—	—	—	42
医 療 職 (二)	1					—
	2	16				16
	3	28	2			30
	4	38	6			44
	5	29	7			36
	6	27	8			35
	計	138	23	—	—	161
医 療 職 (三)	1					—
	2	30	7			37
	3	12	11			23
	4	4	19			23
	5	8	20	1		29
	6	4	11			15
	計	58	68	1	—	127
高 校 等 教 育 職	1	85	6	2		93
	2	2,501	45	16		2,562
	特2	36				36
	3	97				97
	4	67	1			68
	計	2,786	52	18	—	2,856
中 小 校 教 育 職	1	65	3			68
	2	6,235	293			6,528
	特2	190	2			192
	3	493	8			501
	4	475	3			478
	計	7,458	309	—	—	7,767
学 校 栄 養 職 員	1					—
	2					—
	3					—
	4					—
	5					—
	計	—	—	—	—	—
特定任期付職員		3				3
合 計		16,142	1,012	1,782	7	18,943

学歴 級		大 学	短 大	高 校	中 学	計		
給料表	行	企	1	4	1	7		12
		2	16		3		19	
		3	18		2		20	
		4	16		11		27	
		5	37	1	19		57	
		6	16		3		19	
		7	5	1			6	
		8	1				1	
		9					—	
		10					—	
	計	113	3	45	—	161		
	政	庁	1	3				3
			2	5	1			6
			3	10		1		11
			4	7				7
			5	9	4	3		16
			6	4	1			5
			7	2				2
			8	1				1
			9					—
			10					—
計	41	6	4	—	51			
医 療 職 (一)	事	1	7				7	
		2	2				2	
		3	6				6	
		4	7				7	
		計	22	—	—	—	22	
医 療 職 (二)	業	1					—	
		2	5				5	
		3	4				4	
		4	3	6			9	
		5	2	2			4	
		6	5	1			6	
		計	19	9	—	—	28	
医 療 職 (三)	庁	1					—	
		2	6	19			25	
		3	6	17			23	
		4	6	52			58	
		5	9	29			38	
		6		13	1		14	
		計	27	130	1	—	158	
総 計		16,364	1,160	1,832	7	19,363		

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族で ある子を有する者	うち配偶者・子 以外の扶養親族 を有する者
1 人	2,395 人	734 人	1,506 人	155 人
2 人	2,975	939	2,913	93
3 人	1,738	1,158	1,735	32
4 人	418	328	417	18
5 人	47	42	47	3
6人以上	13	11	13	1
計	7,586	3,212	6,631	302

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	3,212 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 ま で	11,104 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,236 人
計	15,552 人

その3 扶養手当の状況

給料表 項目	手当受給者数	手当受給者 1人あたり 月額額	平均扶養親族数
行政職	1,868 人	21,428 円	1.9 人
公安職	1,784	23,841	2.3
研究職	84	21,071	2.0
医療職（一）	17	23,147	2.1
医療職（二）	54	22,824	2.0
医療職（三）	34	21,765	1.8
高校等教育職	1,197	23,463	2.1
中小校教育職	2,548	22,762	2.0
学校栄養職員	—	—	—
特任・定期付職員	—	—	—
平均（計）	7,586	22,776	2.1

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居 住借家・借間	家賃等 平均負担額	手当受給者 1人あたり 月額額	うち配偶者の居 住借家・借間
行政職	1,012 人	1 人	56,919 円	25,682 円	11,000 円
公安職	370	—	57,966	25,875	—
研究職	52	—	58,656	26,215	—
医療職（一）	12	—	73,758	26,333	—
医療職（二）	26	—	55,446	24,988	—
医療職（三）	31	—	57,800	25,784	—
高等学校等教育職	664	—	57,356	25,922	—
中学校・小学校教育職	1,713	—	58,258	26,220	—
学校栄養職員	—	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—
計	3,880	1	57,757	25,984	11,000

第 10 表 通勤手当の状況

区 分		交 通 機 関 利 用 者		交 通 用 具 使 用 者		併 用 者		計	
		人 員	手 当 受 給 者 1 人 あ た り 手 当 月 額	人 員	手 当 受 給 者 1 人 あ た り 手 当 月 額	人 員	手 当 受 給 者 1 人 あ た り 手 当 月 額	人 員	手 当 受 給 者 1 人 あ た り 手 当 月 額
給 料 表	行 政 職	1,228 人	17,321 円	2,454 人	9,462 円	372 人	31,054 円	4,054 人	13,824 円
	公 安 職	180	16,092	2,052	9,532	64	31,324	2,296	10,653
	研 究 職	20	18,913	123	11,692	13	48,334	156	15,671
	医 療 職 (一)	2	24,516	22	8,809	5	72,361	29	20,850
	医 療 職 (二)	16	19,176	105	10,726	17	53,419	138	16,965
	医 療 職 (三)	6	20,188	105	9,191	3	49,488	114	10,831
	高 校 等 教 育 職	91	21,066	2,441	9,549	81	48,790	2,613	11,167
	中 小 校 教 育 職	75	17,320	7,141	7,035	60	39,204	7,276	7,406
	学 校 栄 養 職 員	—	—	—	—	—	—	—	—
	特 任 期 付 職 定 員	—	—	1	3,000	—	—	1	3,000
計		1,618	17,453	14,444	8,311	615	35,622	16,677	10,205
平 均 利 用 距 離		23.4 km		12.9 km		42.7 km		15.0 km	
平 均 通 勤 所 要 時 間		49.6 分		26.9 分		60.9 分		30.3 分	

- (注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。
2 「併用者」には、交通用具使用者であって、有料の道路を利用する者を含む。
3 交通機関利用者に係る支給額は、1 か月あたりの運賃等の月額とした。

Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和7年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成した
ものである。

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 801 事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の (1) に記載した事業所を組織、規模、産業により 13 層に層化し、これらの層から 161 事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

8,138 人（うち初任給関係職種 349 人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、7,555 人（うち初任給関係職種 333 人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 59,986 人であり、うち行政職に相当するものは 49,241 人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

(3) 別紙第 1 報告の第 2 II 1 (1) のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、第 12 表から第 19 表までの調査結果については、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産 業 計		143	68	53	22
農業，林業，漁業，鉱業，採石業， 砂利採取業，建設業		6	4	1	1
製 造 業		76	36	28	12
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業		24	9	10	5
卸 売 業 ， 小 売 業		5	2	2	1
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不動産業，物品賃貸業		3	2	1	—
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医療，福祉，サービス業		29	15	11	3

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が18所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
(以下各表において同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模	計	500 人 以 上	100 人 以 下	上 満
事務・技術関係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒		円	円	円	
		短 大 卒	240,307	242,792	234,228		
		高 校 卒	208,858	209,403	※	200,971	
	新卒事務員	大 学 卒	201,671	204,068	189,872		
		短 大 卒	232,075	230,484	234,684		
		高 校 卒	207,675	208,368	※	200,971	
	新卒技術者	大 学 卒	203,722	204,905	※	184,635	
		短 大 卒	253,753	257,403	※	232,287	
		高 校 卒	※	211,500	※	—	
その他	新卒高等学校教諭	大 学 卒		X	—		X
	準新卒医師	大 学 卒	—	—	—	—	
	準新卒薬剤師	大 学 卒	—	—	—	—	
	新卒栄養士	短 大 卒	—	—	—	—	
	準新卒看護師	養成所卒	※	196,500	—	※	196,500
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—	

(注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。

2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。

3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

4. 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された者をいう。
なお、医師については、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者（令和6年4月採用者を除く。）に限っている。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人 12	歳 57.9	円 810,155	円 10,337	円 799,818	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	7	57.8	800,279	17,706	782,573	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	5	58.1	823,760	187	823,573	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工場長	12	52.2	751,927	0	751,927	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	8	50.8	777,451	0	777,451	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	54.8	705,175	0	705,175	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	191	52.9	689,038	4,790	684,248	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	154	53.1	711,383	2,884	708,499	
	短 大 卒	10	52.3	593,305	82	593,223	
	高 校 卒	27	51.5	593,517	17,645	575,872	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	191	53.9	743,291	1,674	741,617	同 上
	大 学 卒	136	53.7	761,423	2,107	759,316	
	短 大 卒	21	55.0	772,634	373	772,261	
	高 校 卒	34	54.2	661,442	865	660,577	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	60	51.0	585,848	2,292	583,556	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長一課長間）
	大 学 卒	48	50.6	585,047	2,011	583,036	
	短 大 卒	2	52.0	698,358	0	698,358	
	高 校 卒	10	52.7	564,404	4,089	560,315	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

- (注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。
- 2 「中間職（部長一課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう（以下（2）から（4）において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事務・技術関係職種	技術部次長	人 69	歳 52.5	円 661,458	円 980	円 660,478	前記事務部次長の備考欄参照
	大 学 卒	46	52.2	675,019	1,421	673,598	
	短 大 卒	6	53.7	726,222	0	726,222	
	高 校 卒	17	52.7	609,562	351	609,211	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	402	49.7	573,056	7,193	565,863	2 係以上若しくは構成員 10 人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	274	48.5	588,330	5,687	582,643	
	短 大 卒	31	51.5	546,686	6,478	540,208	
	高 校 卒	95	52.6	535,828	11,447	524,381	
	中 学 卒	2	54.0	524,913	44,752	480,161	
	技術課長	445	49.3	598,573	2,579	595,994	同 上
	大 学 卒	275	48.6	614,689	2,954	611,735	
	短 大 卒	35	48.4	570,678	4,166	566,512	
	高 校 卒	134	51.0	573,056	1,427	571,629	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	事務課長代理	158	47.6	489,198	31,251	457,947	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	102	46.0	484,905	27,215	457,690	
	短 大 卒	16	48.6	445,057	24,499	420,558	
	高 校 卒	36	50.6	511,869	45,355	466,514	
	中 学 卒	4	52.0	580,928	19,095	561,833	
	技術課長代理	173	47.2	527,604	44,473	483,131	同 上
	大 学 卒	111	44.8	534,029	35,441	498,588	
	短 大 卒	14	50.7	549,013	54,522	494,491	
	高 校 卒	48	52.0	506,172	62,970	443,202	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	444	46.5	450,351	61,623	388,728	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	258	44.7	446,756	62,820	383,936	
	短 大 卒	37	49.8	452,208	68,278	383,930	
	高 校 卒	147	48.8	456,400	56,981	399,419	
	中 学 卒	2	41.6	440,184	106,778	333,406	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう（以下（２）から（４）において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	人 453	歳 47.7	円 503,294	円 72,827	円 430,467	前記事務係長の 備考欄参照
	大 学 卒	174	46.9	519,138	81,916	437,222	
	短 大 卒	49	48.0	495,245	61,944	433,301	
	高 校 卒	225	48.3	493,136	68,826	424,310	
	中 学 卒	5	49.4	504,701	52,872	451,829	
	事務主任	562	43.5	426,093	52,294	373,799	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな い事業所における主任の うち課長代理以上に直属 し部下を有する者、係長 等のいない事業所におい て職能資格等がこれらの 者と同等と認められる主 任または中間職（係長一 係員間）
	大 学 卒	276	39.4	429,784	56,741	373,043	
	短 大 卒	78	47.5	411,280	51,717	359,563	
	高 校 卒	205	47.6	425,703	45,453	380,250	
	中 学 卒	3	53.8	501,105	102,043	399,062	
	技術主任	717	40.9	459,249	75,127	384,122	同 上
	大 学 卒	352	37.7	469,233	82,619	386,614	
	短 大 卒	57	45.5	452,149	65,358	386,791	
	高 校 卒	301	44.3	445,749	66,094	379,655	
	中 学 卒	7	54.0	505,699	91,498	414,201	
	事務係員	1,627	37.8	338,462	36,231	302,231	
	大 学 卒	746	34.1	346,487	40,330	306,157	
	短 大 卒	195	41.7	318,437	29,595	288,842	
	高 校 卒	675	40.6	334,900	33,338	301,562	
	中 学 卒	11	48.1	367,418	58,085	309,333	
	技術係員	1,261	33.6	376,059	52,778	323,281	
	大 学 卒	662	32.6	401,697	60,899	340,798	
	短 大 卒	124	33.6	329,133	39,037	290,096	
	高 校 卒	468	35.0	350,124	44,023	306,101	
	中 学 卒	7	40.7	343,494	67,460	276,034	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう（以下（2）から（4）において同じ。）。

(2) 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人 10	歳 57.1	円 798,136	円 13,652	円 784,484	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	6	56.6	825,993	22,399	803,594	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	57.8	755,497	263	755,234	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	工場長	10	51.9	785,637	0	785,637	
	大 学 卒	7	51.3	823,751	0	823,751	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	53.3	697,296	0	697,296	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	事務部長	146	52.3	735,529	3,490	732,039	
	大 学 卒	126	52.4	753,231	3,868	749,363	
	短 大 卒	6	53.4	610,778	93	610,685	
	高 校 卒	14	51.5	573,032	382	572,650	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技術部長	166	53.8	778,609	1,888	776,721	
	大 学 卒	122	53.8	786,976	2,263	784,713	
	短 大 卒	20	54.8	761,483	399	761,084	
	高 校 卒	24	53.4	750,426	1,273	749,153	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長－課長間）
	事務部次長	36	52.7	673,727	4,287	669,440	
	大 学 卒	31	52.6	664,273	3,390	660,883	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	4	53.8	725,940	13,193	712,747	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	55	52.8	700,304	1,182	699,122	
	大 学 卒	41	52.7	698,063	1,639	696,424	
	短 大 卒	5	54.1	747,820	0	747,820	同 上
	高 校 卒	9	52.4	681,127	0	681,127	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人 286	歳 49.4	円 624,028	円 4,517	円 619,511	2 係以上若しくは 構成員 10 人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	203	48.3	630,382	4,160	626,222	
	短 大 卒	17	51.2	616,324	5,036	611,288	
	高 校 卒	65	52.6	604,090	5,746	598,344	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	361	49.3	628,115	2,599	625,516	同 上
	大 学 卒	237	48.8	637,314	3,081	634,233	
	短 大 卒	26	47.3	599,772	5,766	594,006	
	高 校 卒	97	51.3	612,671	552	612,119	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	96	47.6	540,531	21,967	518,564	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下 4 人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	66	45.5	525,113	26,391	498,722	
	短 大 卒	7	51.2	500,282	6,550	493,732	
	高 校 卒	19	52.0	597,029	14,132	582,897	
	中 学 卒	4	52.0	580,928	19,095	561,833	
	技術課長代理	122	44.8	550,152	20,742	529,410	同 上
	大 学 卒	90	43.0	541,945	20,061	521,884	
	短 大 卒	9	48.8	602,975	38,190	564,785	
	高 校 卒	23	52.0	568,512	16,253	552,259	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	297	48.1	487,092	69,246	417,846	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	164	46.0	482,130	73,665	408,465	
	短 大 卒	25	50.8	483,242	71,720	411,522	
	高 校 卒	107	50.5	495,477	62,140	433,337	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	337	48.7	528,915	73,465	455,450	同 上
	大 学 卒	135	48.0	543,179	84,058	459,121	
	短 大 卒	35	48.2	528,242	73,276	454,966	
	高 校 卒	164	49.4	515,718	64,201	451,517	
	中 学 卒	3	51.2	619,303	101,963	517,340	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人 479	歳 44.0	円 445,472	円 57,409	円 388,063	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	227	39.2	452,482	66,558	385,924	
	短 大 卒	67	49.1	440,861	60,846	380,015	
	高 校 卒	182	48.3	437,147	43,374	393,773	
	中 学 卒	3	53.8	501,105	102,043	399,062	
	技術主任	672	40.8	464,719	75,749	388,970	同 上
	大 学 卒	334	37.6	472,557	83,376	389,181	
	短 大 卒	50	45.3	463,404	63,243	400,161	
	高 校 卒	281	44.4	452,846	66,427	386,419	
	中 学 卒	7	54.0	505,699	91,498	414,201	
	事務係員	1,152	37.9	360,879	40,191	320,688	
	大 学 卒	559	33.8	363,385	45,145	318,240	
	短 大 卒	119	41.9	346,013	32,592	313,421	
	高 校 卒	466	41.7	361,056	36,014	325,042	
	中 学 卒	8	48.9	381,822	55,218	326,604	
	技術係員	1,036	33.2	383,745	55,345	328,400	
	大 学 卒	557	32.2	408,672	63,260	345,412	
	短 大 卒	89	32.7	337,280	43,161	294,119	
	高 校 卒	387	34.7	356,770	45,927	310,843	
	中 学 卒	3	35.7	353,671	103,201	250,470	

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事業 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	2人	60.5歳	847,638円	0円	847,638円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工場長	2	53.6歳	617,497円	0円	617,497円	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	45	53.9歳	592,342円	7,494円	584,848円	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	28	55.3	588,949	6	588,943	
	短 大 卒	4	51.4	578,214	73	578,141	
	高 校 卒	13	51.4	604,266	26,704	577,562	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	25	54.2歳	576,201円	659円	575,542円	同 上
	大 学 卒	14	53.0	589,852	1,063	588,789	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	10	55.3	527,292	248	527,044	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	24	49.2歳	491,980円	160円	491,820円	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長一課長間）
	大 学 卒	17	48.0	482,490	225	482,265	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	6	52.3	491,857	0	491,857	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	14	51.4歳	547,626円	391円	547,235円	同 上
	大 学 卒	5	48.6	525,012	0	525,012	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	8	52.9	548,537	651	547,886	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人 116	歳 50.2	円 479,778	円 12,088	円 467,690	2 係以上若しくは 構成員 10 人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	71	49.0	497,556	8,983	488,573	
	短 大 卒	14	51.8	476,874	7,923	468,951	
	高 校 卒	30	52.6	438,963	19,537	419,426	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	84	49.2	489,615	2,509	487,106	同 上
	大 学 卒	38	47.5	491,814	2,264	489,550	
	短 大 卒	9	51.4	494,957	0	494,957	
	高 校 卒	37	50.4	486,174	3,344	482,830	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	62	47.6	438,867	40,353	398,514	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下 4 人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	36	46.6	438,752	28,161	410,591	
	短 大 卒	9	47.2	414,856	34,314	380,542	
	高 校 卒	17	49.7	450,887	67,713	383,174	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	51	51.7	486,711	87,512	399,199	同 上
	大 学 卒	21	50.8	506,437	89,050	417,387	
	短 大 卒	5	53.1	479,587	75,534	404,053	
	高 校 卒	25	52.1	471,967	88,604	383,363	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	147	44.3	401,115	51,408	349,707	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	94	43.2	406,031	50,333	355,698	
	短 大 卒	12	48.3	407,037	63,267	343,770	
	高 校 卒	40	45.8	387,852	47,932	339,920	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	116	45.3	438,019	71,202	366,817	同 上
	大 学 卒	39	43.2	439,833	74,852	364,981	
	短 大 卒	14	47.4	418,376	35,546	382,830	
	高 校 卒	61	45.9	442,974	79,099	363,875	
	中 学 卒	2	47.5	384,747	1,488	383,259	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人 83	歳 41.1	円 346,354	円 31,245	円 315,109	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	49	39.9	352,886	23,481	329,405	
	短 大 卒	11	40.9	287,177	13,418	273,759	
	高 校 卒	23	43.8	362,081	57,008	305,073	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	45	43.1	373,082	65,317	307,765	同 上
	大 学 卒	18	41.4	388,457	64,217	324,240	
	短 大 卒	7	46.3	394,318	76,225	318,093	
	高 校 卒	20	43.2	352,308	61,704	290,604	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係員	475	37.7	288,569	27,417	261,152	
	大 学 卒	187	35.1	300,695	27,283	273,412	
	短 大 卒	76	41.5	282,600	25,700	256,900	
	高 校 卒	209	38.4	279,084	27,629	251,455	
	中 学 卒	3	46.5	338,746	63,791	274,955	
	技術係員	225	36.6	320,492	34,213	286,279	
	大 学 卒	105	36.0	342,099	40,722	301,377	
	短 大 卒	35	36.7	298,925	23,744	275,181	
	高 校 卒	81	36.9	301,137	29,986	271,151	
	中 学 卒	4	44.5	335,765	40,314	295,451	

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種	
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満
10、9 級	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	
8 級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長
7 級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長
6 級	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
5 級	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
4 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 ・ 技 術 課 長 代 理
3 級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
2 級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任
1 級	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	4	47.5	円 323,825	円 0	円 323,825	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	2	49.5	232,850	0	232,850	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	60.0	871,660	0	871,660	役員を除く。
	大 学 教 授	42	57.9	696,127	0	696,127	
	大 学 准 教 授	46	49.0	569,046	0	569,046	
	大 学 講 師	13	55.8	503,503	0	503,503	
	大 学 助 教	12	43.3	450,484	0	450,484	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	同 上
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	25	41.5	476,588	11,160	465,428	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	49.5	1,135,425	6,750	1,128,675	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	19	49.2	817,982	6,916	811,066	
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	
	主 任 研 究 員	30	41.9	712,146	24,339	687,807	
	研 究 員	81	26.9	391,128	75,006	316,122	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X	{ 部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) { 上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者 { 部下に医師または歯科医師1人 以上
	副 院 長	8	59.4	1,733,768	7,491	1,726,277	
	医 科 長	8	57.8	1,554,957	165,409	1,389,548	
	医 師	12	40.8	995,776	191,025	804,751	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	1	X	X	X	X	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	9	36.9	422,097	13,378	408,719	
	診 療 放 射 線 技 師	19	42.0	371,144	18,843	352,301	
	臨 床 検 査 技 師	18	43.7	396,011	11,464	384,547	
	栄 養 士	7	39.4	256,234	6,780	249,454	
	理 学 療 法 士	25	40.2	329,502	7,886	321,616	
	作 業 療 法 士	13	36.8	283,259	4,036	279,223	
	総 看 護 師 長	2	58.5	508,555	0	508,555	部下に看護師長5人以上 { 部下に看護師または准看護師 5人以上
	看 護 師 長	31	50.4	512,991	55,433	457,558	
	看 護 師	103	39.4	380,763	43,112	337,651	
	准 看 護 師	29	57.1	357,128	43,359	313,769	

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三 重 県					全 国				
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	59.9 %	(86.5) %	(13.5) %	(0.0) %	40.1 %	60.5 %	(75.5) %	(24.4) %	(0.1) %	39.5 %
	500人以上	89.0	(93.1)	(6.9)	(0.0)	11.0	87.5	(80.4)	(19.5)	(0.1)	12.5
	100人以上 500人未満	31.5	(68.3)	(31.7)	(0.0)	68.5	52.5	(73.1)	(26.8)	(0.2)	47.5
高 校 卒	計	51.4	(88.3)	(11.7)	(0.0)	48.6	35.5	(81.4)	(18.5)	(0.1)	64.5
	500人以上	76.7	(99.2)	(0.8)	(0.0)	23.3	55.8	(87.6)	(12.3)	(0.1)	44.2
	100人以上 500人未満	26.8	(57.8)	(42.2)	(0.0)	73.2	29.5	(77.8)	(22.0)	(0.2)	70.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

	支給する					支給しない
	支給形態					
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	そ の 他		
三重県	100.0 %	(9.8) %	(57.3) %	(2.0) %	(30.9) %	0.0 %
全 国	97.9	(20.7)	(61.7)	(1.9)	(15.8)	2.1

(注) 支給形態の () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 自動車使用者に対する通勤手当の支給月額

三 重 県	距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
	支給月額	4,355 円	7,492 円	13,845 円	20,349 円	26,307 円	31,878 円
	距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
	支給月額	36,776 円	42,583 円	48,264 円	53,956 円	59,599 円	
全 国	距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
	支給月額	4,134 円	7,287 円	13,616 円	19,872 円	26,162 円	32,418 円
	距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
	支給月額	38,726 円	47,080 円	53,608 円	59,820 円	66,437 円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

第16表 特別給の支給状況

項目		三 重 県	全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与 月額	下半期（A1）	350,772 円	404,555 円	304,960 円
	上半期（A2）	364,742	414,812	314,106
特別給の 支給額	下半期（B1）	770,643 円	901,079 円	607,703 円
	上半期（B2）	886,493	1,005,723	623,923
特別給の 支給割合	下半期（B1/A1）	2.20 月分	2.23 月分	1.99 月分
	上半期（B2/A2）	2.43	2.42	1.99
年間の平均		4.63 月分	4.65 月分	

（注）下半期は令和6年8月から令和7年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目 役職 段階	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし
係 員	75.8 %	0.4 %	0.0 %	23.8 %	61.4 %	2.1 %	0.4 %	36.1 %
課長級	65.1	0.4	0.0	34.5	56.5	3.4	0.2	39.9

（注）ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第18表 定期昇給の実施状況

項目 役職 段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				増 額	減 額	変化なし		
三 重 県	係 員	94.1 %	94.1 %	29.3 %	5.7 %	59.1 %	0.0 %	5.9 %
	課 長 級	79.6	79.6	26.8	4.4	48.4	0.0	20.4
全 国	係 員	90.7	90.3	36.5	6.4	47.3	0.5	9.3
	課 長 級	82.8	82.0	32.0	6.0	44.1	0.8	17.2

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第 19 表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

	係 員		課 長 級		部 長 級（非 役 員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三 重 県	54.3 %	45.7 %	46.2 %	53.8 %	47.3 %	52.7 %
全 国	54.4	45.6	51.2	48.8	50.6	49.4

Ⅲ 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）

その1 津市

注)10の位以下四捨五入

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,030 円	44,610 円	57,060 円	69,500 円	81,950 円
住居関係費	43,130	55,990	46,730	37,470	28,200
被服・履物費	4,170	3,000	4,780	6,560	8,340
雑費Ⅰ	20,690	30,320	42,220	54,110	66,020
雑費Ⅱ	14,090	22,940	30,010	37,090	44,160
計	115,110	156,860	180,800	204,730	228,670

その2 全国

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,770 円	48,320 円	61,800 円	75,270 円	88,750 円
住居関係費	46,760	60,700	50,660	40,620	30,570
被服・履物費	6,230	4,480	7,140	9,800	12,450
雑費Ⅰ	25,660	37,610	52,370	67,120	81,890
雑費Ⅱ	10,640	17,320	22,660	28,010	33,350
計	125,060	168,430	194,630	220,820	247,010

Ⅳ 労働経済

第21表 労働経済指標

年 月				令和6年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
項 目										
賃労働 金時 ・間 (毎月勤労企 業面統計調 査地計方調 査課)	き ま っ て 支 給 す る 給 与			金 額 前 同 月 年 比	289,320 円 0.7 %	291,034 2.7	293,982 1.9	292,767 2.3	290,712 1.5	
	〔調 査〕 〔産業計〕	う ち 所 定 内 給 与	調 査 計 産 業 計	金 額	263,330 円	266,393	267,508	266,358	265,080	
			一 般 者 労 働 者	金 額	323,194 円	326,853	328,481	328,880	327,399	
		う ち 所 定 外 給 与		金 額	25,990 円	24,641	26,474	26,409	25,632	
	総 実 労 働 時 間 数			時 間 数	145.2 時間	139.9	143.3	145.2	133.9	
	〔調 査〕 〔産業計〕	う ち 労 働	所 定 外 時 間 数	時 間 数	12.5 時間	11.0	12.0	12.2	11.0	
生 計 費 (家調 計査)	消 費 支 出 (名目)	全 世 帯	全 国 (総務省統計局)	金 額 前 同 月 年 比	313,300 円 3.4 %	290,328 1.4	280,888 1.9	290,931 3.3	297,487 1.5	
			津 市 (政策企画部統計課)	金 額 前 同 月 年 比	274,344 円 △ 22.8 %	270,748 5.6	301,662 △ 7.2	286,464 △ 7.7	313,786 5.0	
		勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省統計局)	金 額 前 同 月 年 比	345,020 円 3.2 %	318,560 2.2	300,228 0.6	312,568 2.0	318,764 2.3	
			津 市 (政策企画部統計課)	金 額 前 同 月 年 比	266,437 円 △ 37.6 %	290,563 12.9	264,947 △ 29.2	309,537 6.4	326,660 △ 4.8	
		物 価	消 費 者 物 価 指 数	全 国 (総務省統計局)	前 同 月 年 比	2.5 %	2.8	2.8	2.8	3.0
				津 市 (総務省統計局)	前 同 月 年 比	2.2 %	2.7	2.8	2.2	2.8
国 内 企 業 物 価 指 数 (日 本 銀 行)	前 同 月 年 比		0.9 %	2.3	2.6	3.3	2.7			
雇 用	有 効 求 人 率 倍	全 国 (厚 生 労 働 省)			1.26 倍	1.25	1.24	1.25	1.24	
	〔季 節〕 〔調整値〕	三 重 県 (三 重 労 働 局)			1.20 倍	1.19	1.16	1.16	1.16	
	完 全 失 業 率 (季節調整値)	全 国 (総 務 省 統 計 局)			2.6 %	2.6	2.5	2.6	2.5	

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」欄の「前年同月比」は、令和2年平均を100とする指数の対比である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	令和7年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
291,341	296,623	296,270	292,946	291,382	289,314	290,463	296,378	296,414	298,257
1.1	2.2	2.2	1.5	3.5	2.4	2.6	2.4	1.8	1.4
265,430	268,904	268,410	266,576	264,104	261,186	262,044	268,462	268,980	270,129
328,642	332,967	330,664	331,517	328,372	324,455	324,954	330,460	330,535	332,438
25,911	27,719	27,860	26,370	27,278	28,128	28,419	27,916	27,434	28,128
138.2	144.5	146.2	138.9	133.2	136.0	137.0	142.6	137.4	143.8
12.1	12.8	12.8	12.3	11.7	12.4	12.8	12.6	11.5	12.2
287,963	305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717	316,085	295,419
1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0	8.9	5.2
265,522	280,891	287,343	284,409	284,238	293,355	347,886	281,483	273,466	296,338
△ 6.7	△ 28.2	△ 7.6	△ 10.0	3.7	0.4	2.0	2.6	1.0	△ 1.8
308,417	327,613	316,535	379,200	331,341	313,977	382,959	363,182	351,466	323,202
△ 1.1	△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3	10.3	7.7
254,631	319,472	311,963	304,039	325,085	345,750	447,614	336,746	322,745	357,241
△ 19.4	△ 25.7	△ 12.8	△ 16.7	16.2	5.5	16.6	26.4	11.1	34.8
2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5	3.3
2.2	2.3	3.2	3.8	3.5	3.6	3.6	3.1	3.0	2.6
3.2	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.3	3.9	3.1	2.7
1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22
1.14	1.15	1.13	1.13	1.14	1.17	1.19	1.17	1.16	1.13
2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5

V 経 年 統

第 2 2 表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		平成 2 8 年		2 9		3 0		3 1	
職員の区分		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知 事 部 局	行 政 職	3,532	29	3,482	35	3,655	69	3,619	90
	研 究 職	203	1	194	2	189	3	187	4
	医療職（一）	35		36		40		42	
	医療職（二）	169	1	172	4	169	5	172	5
	医療職（三）	121	2	124	2	127	1	125	2
	特定任期付職員	2		2		2		2	
	小 計	4,062	33	4,010	43	4,182	78	4,147	101
警 察	行 政 職	335		340		343		340	
	公 安 職	3,020	7	3,016	7	3,022	7	3,045	7
	研 究 職	17		17		16		17	
	小 計	3,372	7	3,373	7	3,381	7	3,402	7
各 種 委 員 会	行 政 職	350	2	352	4	356	4	339	5
県 立 学 校 市 町 立 学 校	高校等教育職	3,560	100	3,529	137	3,470	147	3,398	157
	中小校教育職	8,653	66	8,525	102	8,378	141	8,109	161
	行 政 職	729	40	711	49	756	68	732	76
	学校栄養職員	2		2		1	1	1	1
	小 計	12,944	206	12,767	288	12,605	357	12,240	395
計		20,728	248	20,502	342	20,524	446	20,128	508
企 業 庁	行 政 職	182	1	182		181	1	183	1
病院事業庁	行 政 職	47	1	48	1	54	2	54	2
	医療職（一）	17		16		19		18	
	医療職（二）	30		29		29		28	
	医療職（三）	160	2	164	2	162	1	162	1
知 事 部 局 等	現 業 職 員	309	34	291	42	21		14	
企 業 庁	現 業 職 員	2		2					
病院事業庁	現 業 職 員	10		8	1				
合 計		21,485	286	21,242	388	20,990	450	20,587	512

- (注) 1 令和 5 年以前の職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
- 2 令和 6 年以降の職員の区分欄における「再任用以外」とは暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の暫定再任用職員をいう。
- 3 該当人員 0 の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

令和2年		3		4		5		6		7	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3,610	100	3,592	135	3,553	147	3,531	160	3,481	117	3,453	143
186	3	183	6	182	4	179	7	170	8	162	10
43		41		43		44		38		42	
165	7	165	8	168	7	162	4	150	2	161	1
122	3	123	4	127	5	127	4	133	2	127	
2		3		3		2		2		3	
4,128	113	4,107	153	4,076	163	4,045	175	3,974	129	3,948	154
336		330		324	1	331	1	333	1	329	1
3,043	8	3,024	7	3,011	6	3,002	4	3,005	5	2,995	7
19		18		18		19		18		19	
3,398	8	3,372	7	3,353	7	3,352	5	3,356	6	3,343	8
339	6	335	8	333	8	333	7	332	7	330	7
3,332	176	3,206	219	3,104	263	3,017	320	2,928	258	2,856	261
7,941	190	7,873	223	7,833	248	7,777	248	7,706	177	7,767	200
727	72	715	66	737	66	728	72	712	45	699	52
1		1		1		1		2			
12,000	439	11,794	509	11,674	578	11,523	640	11,348	480	11,322	513
19,865	566	19,608	677	19,436	756	19,253	827	19,010	622	18,943	682
177	2	173	2	172	2	169	1	163	1	161	2
54	2	51	1	51	1	50		51		51	
18		17		18		16		17		22	
24		26		28		26		28		28	
166	2	162	2	164	3	165	3	164	3	158	5
4											
20,308	572	20,037	682	19,869	762	19,679	831	19,433	626	19,363	689

第 2 3 表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経年数数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経年数：年)

区 分			平成28年	29	30	31	令和2年	3	4	5	6	7
行政職	一 般	職 員 数	4,217	4,174	4,354	4,298	4,285	4,257	4,210	4,195	4,146	4,112
		平均給料月額	349,931	349,321	349,622	348,484	346,412	343,147	340,170	337,141	337,186	342,967
		平 均 年 齢	43.1	43.3	44.2	44.2	44.1	43.8	43.6	43.2	42.8	42.3
	県 立	平均経年数	21.4	21.5	22.6	22.6	22.5	22.1	21.8	21.4	21.0	20.5
		職 員 数	729	711	756	732	727	715	737	728	712	699
		平均給料月額	339,699	337,673	337,998	334,348	330,578	328,086	323,300	324,124	326,599	334,419
	市 町 立	平 均 年 齢	43.8	43.7	44.4	43.9	43.4	43.3	42.6	42.7	42.7	42.4
		平均経年数	23.0	22.8	23.5	22.9	22.4	22.2	21.4	21.4	21.4	21.1
		職 員 数	4,946	4,885	5,110	5,030	5,012	4,972	4,947	4,923	4,858	4,811
	計	平均給料月額	348,423	347,626	347,902	346,427	344,115	340,981	337,657	335,216	335,634	341,725
		平 均 年 齢	43.2	43.4	44.2	44.2	44.0	43.7	43.4	43.1	42.8	42.3
		平均経年数	21.6	21.7	22.7	22.6	22.5	22.1	21.7	21.4	21.1	20.6
公安職	職 員 数		3,020	3,016	3,022	3,045	3,043	3,024	3,011	3,002	3,005	2,995
	平均給料月額		325,959	326,901	328,139	328,686	330,346	332,010	334,808	337,420	342,843	354,595
	平均年齢		37.7	37.7	38.3	38.4	38.5	38.7	39.0	39.3	39.5	39.7
研究職	平均経年数		16.6	16.7	17.2	17.3	17.5	17.6	17.9	18.1	18.4	18.6
	職 員 数		220	211	205	204	205	201	200	198	188	181
	平均給料月額		384,210	380,354	376,830	371,438	365,719	365,135	363,902	367,963	375,522	383,504
医療職(一)	平均年齢		42.5	42.2	42.5	42.1	41.6	41.6	41.9	42.5	43.1	43.0
	平均経年数		19.4	19.2	19.5	19.1	18.5	18.5	18.7	19.3	20.0	19.9
	職 員 数		35	36	40	42	43	41	43	44	38	42
医療職(二)	平均給料月額		454,812	467,789	450,730	443,112	446,886	444,168	444,084	438,798	452,692	459,143
	平均年齢		43.9	45.3	43.6	42.5	43.2	43.4	43.4	42.9	44.2	42.5
	平均経年数		18.2	19.9	18.8	17.9	18.5	19.0	19.6	18.9	20.1	18.6
医療職(三)	職 員 数		169	172	169	172	165	165	168	162	150	161
	平均給料月額		358,208	351,912	351,378	354,287	357,727	359,148	357,827	362,378	368,238	366,506
	平均年齢		41.6	41.1	41.7	42.3	42.8	43.1	43.2	44.0	44.6	43.6
高校等教育職	平均経年数		17.9	17.6	18.5	19.3	19.9	20.2	20.2	20.9	21.5	20.6
	職 員 数		121	124	127	125	122	123	127	127	133	127
	平均給料月額		352,681	346,924	342,808	341,466	338,058	332,019	329,024	325,065	326,810	336,161
中学校教育職	平均年齢		44.1	43.7	44.1	44.2	43.8	42.7	42.6	41.9	41.6	41.2
	平均経年数		20.9	20.2	20.1	20.7	20.1	19.2	19.1	18.3	18.1	17.7
	職 員 数		3,560	3,529	3,470	3,398	3,332	3,206	3,104	3,017	2,928	2,856
小学校養育職員	平均給料月額		394,582	395,462	395,582	395,637	395,664	395,620	394,885	393,147	394,559	401,773
	平均年齢		44.8	45.0	45.6	45.8	45.8	45.8	45.6	45.2	45.0	44.6
	平均経年数		22.1	22.3	22.8	23.0	23.1	23.1	22.8	22.4	22.2	21.9
特 定 任期付職員	職 員 数		8,653	8,525	8,378	8,109	7,941	7,873	7,833	7,777	7,706	7,767
	平均給料月額		374,417	371,852	368,980	368,049	365,750	364,591	362,798	362,098	364,776	374,901
	平均年齢		43.2	42.9	42.9	42.8	42.3	42.0	41.6	41.3	41.0	40.7
栄 養 職 員	平均経年数		20.8	20.4	20.4	20.3	19.8	19.5	19.1	18.8	18.5	18.2
	職 員 数		2	2	1	1	—	—	—	1	2	—
	平均給料月額		375,623	378,350	364,500	368,800	—	—	—	193,300	207,100	—
計	平均年齢		49.5	50.5	43.0	44.0	—	—	—	22.0	23.0	—
	平均経年数		28.5	29.5	21.0	22.0	—	—	—	2.0	2.0	—
	職 員 数		2	2	2	2	2	3	3	2	2	3
計	平均給料月額		545,000	545,000	545,000	545,000	545,000	601,667	601,667	545,000	549,000	563,333
	平均年齢		49.0	50.0	51.5	52.5	53.5	49.5	48.5	51.0	52.0	47.2
	平均経年数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	職 員 数		20,728	20,502	20,524	20,128	19,865	19,608	19,436	19,253	19,010	18,943
	平均給料月額		364,615	363,486	362,164	361,274	359,842	358,611	357,151	356,246	358,496	367,284
	平均年齢		42.7	42.6	43.0	43.0	42.8	42.6	42.3	42.1	41.9	41.6
	平均経年数		20.5	20.4	20.9	20.8	20.7	20.5	20.2	19.9	19.7	19.4

区 分			年	平成28年	29	30	31	令和 2 年	3	4	5	6	7
行 政 職	企業庁	職 員 数	182	182	181	183	177	173	172	169	163	161	
		平均給料月額	350,234	351,062	355,587	357,022	357,404	357,228	353,513	352,483	349,736	355,730	
		平 均 年 齢	42.9	43.1	44.4	45.0	45.2	45.4	44.9	44.9	44.3	44.2	
		平均経験年数	21.8	21.8	23.2	23.8	23.9	24.3	23.6	23.6	22.9	22.7	
	病院事業庁	職 員 数	47	48	54	54	54	51	51	50	51	51	
		平均給料月額	350,804	350,069	350,857	338,441	333,739	330,676	331,980	328,208	339,002	351,541	
		平 均 年 齢	44.0	43.9	45.2	43.4	43.0	42.2	42.5	41.5	43.2	44.3	
		平均経験年数	20.8	20.8	23.1	21.6	21.3	20.5	20.6	19.3	20.6	21.6	
医 療 職 （ 一 ）	病院事業庁	職 員 数	17	16	19	18	18	17	18	16	17	22	
		平均給料月額	440,388	446,488	435,411	423,989	417,289	446,035	434,406	457,181	461,947	475,564	
		平 均 年 齢	42.0	42.2	41.4	40.3	39.3	43.7	42.4	44.6	44.9	45.5	
		平均経験年数	15.4	18.7	16.3	15.4	15.4	18.7	17.7	19.9	20.1	19.9	
医 療 職 （ 二 ）	病院事業庁	職 員 数	30	29	29	28	24	26	28	26	28	28	
		平均給料月額	353,087	347,833	350,299	337,061	337,567	331,004	329,207	338,277	356,246	359,207	
		平 均 年 齢	41.5	41.3	42.6	41.1	41.1	40.9	40.9	42.0	44.0	44.2	
		平均経験年数	19.2	18.9	20.1	18.8	18.5	18.3	18.3	19.4	21.4	21.1	
医 療 職 （ 三 ）	病院事業庁	職 員 数	160	164	162	162	166	162	164	165	164	158	
		平均給料月額	331,134	329,645	332,847	333,940	331,646	335,308	333,096	332,839	334,604	344,491	
		平 均 年 齢	43.2	43.1	44.3	44.9	44.7	45.0	44.8	44.7	44.5	44.6	
		平均経験年数	16.9	17.1	19.2	19.6	19.3	19.8	19.6	19.6	19.4	19.5	

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数		309	291	21	14	4	—	—	—	—	—
		平均給料月額		362,768	365,667	382,943	387,843	392,125	—	—	—	—	—
		平 均 年 齢		49.4	50.0	54.4	55.5	57.3	—	—	—	—	—
	企業庁	平均経験年数		29.9	30.5	35.6	36.7	38.8	—	—	—	—	—
		職 員 数		2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
		平均給料月額		386,050	392,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	病院 事業庁	平 均 年 齢		55.0	56.0	—	—	—	—	—	—	—	—
		平均経験年数		35.5	36.5	—	—	—	—	—	—	—	—
		職 員 数		10	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	病院 事業庁	平均給料月額		367,160	368,125	—	—	—	—	—	—	—	—
		平 均 年 齢		51.2	51.1	—	—	—	—	—	—	—	—
		平均経験年数		30.6	31.0	—	—	—	—	—	—	—	—

総 計	職 員 数		21,485	21,242	20,990	20,587	20,308	20,037	19,869	19,679	19,433	19,363
	平 均 給 料 月 額		364,234	363,164	361,922	361,001	359,552	358,378	356,887	356,004	358,257	367,071
	平 均 年 齢		42.8	42.7	43.1	43.0	42.8	42.6	42.4	42.1	41.9	41.7
	平 均 経 験 年 数		20.7	20.6	20.9	20.9	20.7	20.5	20.2	20.0	19.7	19.5

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。

